

令和3年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和3年3月3日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
—	—	1 1 番	寺 嶋 正	1 2 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 1人

1 0 番	齋 藤 永
-------	-------

3. 説明のための出席者 12人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	—
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	—	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 65 号 松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 3 号 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 松田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 松田町川音川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

なお、神静民報社よりパソコン持ち込みの申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おきください。

報告いたします。齋藤議員におかれましては、体調不良のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

会議に先立ち皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（9時01分）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

昨日に続き一般質問の試験録面を行います。事務局は録面の準備をしてくだ

さい。

議 長 日程第1「一般質問」を行います。

昨日に続き一般質問を通告順に行います。受付番号第8号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

6 番 井 上 おはようございます。議長の許可が出ましたので一般質問をさせていただきます。

受付番号第8号 質問議員、第6番 井上栄一。

件名、令和3年度予算においてコロナ禍で税収減等の影響、新松田駅周辺整備事業の町財政への影響は。

(1) 県内地方自治体においては、コロナ禍における当初予算への影響として税収等の大幅な減少を挙げていますが、町財政に対しての令和3年度以降の影響はどのようになるのか、というかここは訂正で、見込んでいるのか、お伺いをいたします。

(2) 令和3年度当初予算において、新松田駅周辺整備事業のうち、出発点となる北口駅前広場整備の詳細設計委託の予算が計上をされております。現在大規模事業として松田小学校建設事業が進行中でもあります。また今後税収入等に対するコロナ禍の影響は予測が難しいと思われまます。このような現状において、新松田駅整備事業という大規模事業を執行する際の、財政の健全性を担保する町財政への影響、将来負担を想定した結果等についてどのような財政指標や想定を出されたのか。そして本事業の予算はどのような考え方に基づかれて計上されたのかをお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

町 長 皆さんおはようございます。定例会2日目、何とぞよろしくお願ひいたします。それでは井上議員の御質問に順次お答えいたします。非常に大切な御質問を頂いたので、丁寧にお答えをさせていただきますので、御承知ください。

まず、令和元年度にスタートした松田町第6次総合計画について、当時の3月議会において御決議を賜るに当たり、町側が提示した町の将来財政推計は、未曾有の新型コロナウイルスの発生を想定していないときに行った推計であることは御承知のことと存じます。当時は少子高齢化社会に伴う人口減少を鑑み、

町税収入の減少と高齢化による扶助費等の支出の増加により、町財政の今後の推移について御議論賜り、第6次総合計画策定時に、特に町民の皆様方の関心が高い松田小学校整備事業と、新松田駅周辺整備事業を加え、そのほかの継続事業など、総合的に御判断を賜り、松田町第6次総合計画について、御決議を賜ったものというふうに理解しております。その後、令和元年度の後半から令和2年度にかけ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、町民の生活や地域経済等への影響による歳入減、並びに歳出の増加が見込まれ、町政運営が今以上に創意工夫や連携協力を賜り、一つ一つの判断が少しでもミスがないよう、確かな選択による行政運営が必要となることを予測し、令和2年度の途中から、さらなる選択と集中による優先順位等を踏まえた事業執行の停止、及び歳出削減を強く推進し、令和3年度の予算編成の準備を早期に行ってまいりました。

今回頂いた御質問の令和3年度以降の影響について。まず新年度の当初予算案における税収等の影響については、10月よりたばこ税率の引上げによる増収を見込んでおりますが、個人町民税では課税所得の減少を見込んだことによる減収や、固定資産税においては評価替えや新型コロナウイルス感染症等に係る課税評価の特例措置等による減収を見込み、全体として町税は減少となっております。

この状況から松田町が新型コロナによる影響が大きく出る財政構造になっていないことが分かりますが、人口減少による町税収入等に影響が出ることについては変わりありません。コロナ禍による現在、全国的に雇用の場が失われつつある中、県西地域の状況を見れば、同様な状況であることが推測でき、一時的に移住される方が増えてるようなお話は伺いますが、新型コロナ感染状況が落ち着けば、また首都圏一極集中により、比較的若い世代の流出のおそれがあるのではないかと危惧しているために、生産年齢人口の減少による税収の減額については、今後の動向を見極める必要があると考えております。

一方では、松田町は首都圏に近い場所であり、サテライトオフィスやワーケーションといった場所としてPRを行い、また町内における民間や行政が所有

する遊休地等について、宅地利用を含めた定住促進事業を推進し、流出した分の取戻しを図るなど、新たな事業や準備を進めているところでもございます。令和3年度以降については、今後新型コロナウイルスのワクチン接種に全力を挙げて取り組んでいることから、ワクチン接種により新たな日常として、徐々にではありますが、安心して暮らせる生活や地域経済が回復するものと予測し、期待をしているところでもございます。

その点も踏まえ、令和3年度以降の町財政については、多少の変化があっても大きな影響が出ないよう、新年度当初予算案にも関わる新たな時代に向かうべく、町の将来財政推計を御提示いたしますので、その内容について御確認賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、2つ目の御質問にお答えさせていただきます。令和3年度当初予算案につきましては、コロナ禍にあっても議員の皆様方や町民の皆様方の御理解、御協力を、また職員の不断の努力が相重なり、令和2年度途中から歳出の削減を行ってきたことで、多額の繰越金を見込むことができ、また様々な事業について、国や県からの補助金等が見込まれるなど、相当な努力の積み重ねにより、予算編成を行うことができました。関係各位の皆様方には感謝を申し上げる次第でございます。

令和3年度当初予算編成につきましては、コロナ禍の影響による歳出の増加はもとより、人口減少、特に生産年齢人口の減少を含め、税収減や高齢化社会を迎えていく中で、高齢医療費の増加、公共施設、その設備、公共インフラの老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれるなど、厳しい状況でもあります。当町における今後の財政運営については、大型公共事業の小学校建設事業と、新松田駅周辺整備事業を推進することを含め、毎年3月議会でお示しをし、御理解いただいております将来財政推計をベースに、その年ごとの社会経済情勢や行政環境の変化に応じるとともに、より推計の精度を高める観点から、将来推計においては毎年度の当初予算等の状況を反映させるため、所要の検証、分析、見直し等を行っております。

特に財政健全化につきましては、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で

明らかにする、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年4月に全面施行され、この法律に定められた健全化判断比率は、4つの財政指標として毎年度の公表を義務づけられております。このような指標をもとに、町民が求める大型公共事業の松田小学校整備事業や、新松田駅周辺整備事業を計画的に進めていくため、令和3年度予算案を基本に推計した、実質公債比率の推計見込みにおいて、最も高くなると予測している13年後の令和16年度には、令和2年9月にお示しいたしました実質公債比率13%と同じ比率を推移すると予測しております。松田町においては2つの大型事業を含めた財政推計では、4つの指標を全てクリアしておりますので、比較的町の財政が健全でありながら進めていくことが可能な状況であると判断できます。

新松田駅周辺整備事業については、第6次総合計画策定時に、町民の皆様方を対象に行ったまちづくり町民アンケート調査において、8割を超える方が当該事業の必要性を回答されており、町民の皆様の期待が高い事業であることから、本事業をしっかりと実現させるためには、地権者や公共交通事業者の皆様など、関係各位の方々の御協力はもちろんのこと、実現可能となる事業費の確保が必要となるため、町が必要に応じて活用できる貯蓄として財政調整基金がありますが、本定例会に上程する令和2年度補正予算（第13号）において御承認いただけますと、現在約6億9,500万円の残高となる財政調整基金に、今回4,500万を積み増しを行うことで、約7億4,000万とする見込みでございます。

今後はこのような将来に向けた投資を行うための貯蓄や、必要に応じて基金を活用することはもとより、町が所有する遊休未利用地等について、売却を含めた最も有効で有益な活用と、市街化区域内等にある民間の空き地など、未利用地の解消に向けて積極的な有効活用を図るため、新設、改良を要する町道などを整備するとともに、官民連携による新たな手法やアイデアを取り入れた土地の活用による定住人口の増加策を進めていることで、将来につながる計画的な歳入確保を行い、その財源を将来への投資や財政負担の節減のために活用してまいります。さらに新松田駅周辺整備事業の予算確保については、以前お示ししたとおり、新年度も予定どおり3,000万円を新松田駅周辺整備基金へ積

立を行い、令和3年度末にて9,000万円となる見込みとしております。今後は新松田駅周辺整備事業を松田町の1丁目1番地の最大の事業として旗を掲げ、併せて町民サービスに直結した既存の事業や、コロナ感染症総合対策事業をはじめとする各種事業を継続して行うためにも、国や県等の様々な補助金を獲得し、町の負担を抑えながら町政運営を進めてまいります。

最後に、コロナ禍での影響により、常に変化を求められ対応に追われている状況でもございますが、松田町民の積年の夢を達成すべく御尽力され、将来に夢待たずしてお亡くなりになられた諸先輩方や、町の将来を担う若い方々の希望を達成するためにも、時代の変化を恐れず、さらなる進化を目指し、令和元年度よりスタートいたしました松田町第6次総合計画基本構想の将来像である命育み未来へつなぐ進化続けるふるさとの実現に向け、町民の皆様が笑顔あふれる幸せの町松田として、誇りと愛着を持ち続けられるよう、町内外の皆さん方が高い関心を持つ、新松田駅周辺整備事業の推進に向け、引き続き取り組んでまいりますので、引き続き何とぞよろしく願いいたします。以上でございます。

6 番 井 上 答弁のほうですね、ありがとうございました。それではですね、1点目の歳入関係ですね。コロナ禍の影響による歳入関係としてはどうかということですね、再質問をさせていただきます。直観的にはですね、コロナ禍による影響としては、やはり飲食店等ですね、やはり影響が大きいということで、町税収入の減少というものが考えられるというふうにも思います。今、町長の説明の中にもですね、そうしたことでありましたけれども。令和3年度以降ですね、税収以外の歳入については、どのような歳入のですね、款項における影響があるのではないかと想定されているかどうか。あればその項目、率等をお示しいただきたいと思います。

政策推進課長 それでは御質問のほうにお答えさせていただきます。歳入の影響ということでございます。まずですね、特に譲与税、交付金等がまずございます。これは国の地方財政計画に基づく指標でございます。こちらにつきましては大きな減少というような推計は出てございませんが、令和3年度予算ベースにおきまし

ては、コロナ禍の影響を踏まえた計画が策定されておりますので、微減という
ような状況でございます。ただ、こちらのほうにつきましては、このコロナ禍
の影響後の推計におきましては、おおむね順調に回復するというような推移を
示しているところでございます。

またですね、地方交付税のほうでございます。地方交付税のほうはですね、
国全体の収入が減ということになりますので…いわゆる国の財源がござい
ます。令和元年度にですね、7年ぶりに交付税のほうは増額、全体増額して
おります。そして令和2年度においても前年度対比で0.4兆円の増という
ような推移を示してございましたが、令和3年度に大きく減少すると。こ
れは全体の先ほど言った収入の減における、町のほうの全体の減という
ことになります。これにおける臨時財政対策債のほうは補填をするという
ようなことで、全体としての交付税のときには増額してるというような
減少で、この推移もですね、コロナ禍の影響がございまして、この先8
年後ぐらいに元に戻る推移を今示している推計をしているところでござ
います。それとですね、繰入金のほう、歳入繰入金のほうの収入のほう
につきましては、今年度もですね、財政調整基金を取り崩さず行う推移
をしておりますので、今後の状況を見ながら推計をしてござい
ます。今の推計ではゼロという形で今後の推移を示していきたいという
ふうに考えてございます。

その他の収入がございまして、いわゆる雑入や諸収入、例えばハープ館
収入やふるさと納税の収入等々ございまして、その辺の推移につきま
しても、令和3年度ベース、そして令和2年の決算ベースを含めて推移
をして、おおむね大きな変更はないという状況で、今現状は推移して
いるところでございます。また特定財源のほうですけれども、国・県の
補助金につきましては、いわゆる扶助費等については歳出と同じ伸び率
で今推移をさせていただいてございます。それと普通建設事業につき
ましても、歳出で見込む事業についての推移ということで、こちら
も大きな増減はないというような推移で今考えているところでござ
います。以上です。

6 番 井 上 譲与税等は微減で、交付税等は令和3年度で減少するという
ことで、ただ、

今後8年後に回復、戻ってくるのではないかというふうな説明だったと思います。大分ですね、交付税のほうはその4税の収入を地方自治体に再配分をするという目的でのですね、普通交付税ですけれども。大分臨財債が発行が大きいという中でですね、これから8年後に戻るかどうかという辺りというのは、大変厳しいのではないかなというふうに思います。その辺はまた再度ですね、次の質問の中でほかのものと絡めてですね、お伺いをしたいと思います。

税金についてですね、町税収入のほうについてお伺いをしたいと思います、令和3年度の予算でですね、町民税収入等は大体5%の減少だという説明があったと思います。この5%としてるですね、根拠が分かれば、なぜ令和3年度の予算計上をマイナス5%とされたのか。またですね、今後ですね、やはりコロナ禍の影響によると、町税収入というのは所得に対しては1年遅れだということもあります。したがってコロナ禍の影響による様々な不況、直接的な収入が減少をするということで、かなり副次的にですね、減少の傾向が続くのではないかなというふうには私は考えておりますが、担当のほうではですね、町税収入の減少はどの程度まで続くのかという見込みを持っておられるのか。その2点をお伺いをいたします。

税 務 課 長

ただいま井上議員の御質問のほうにお答えいたします。まず町民税の収入の5%の減につきましては、一応個人所得の所得割を基本に考えまして、平成20年度のリーマンショックのときが個人所得の所得がですね、5%ほど減額をしております。その5%を基準にですね、今この新型コロナウイルスがリーマンショック並みとか、よく新聞とかテレビで報道されてるので、一応それをベースにですね、様々な角度から考えて、一応5%減という形で計上させていただいております。

またコロナ禍のですね、影響において、この税金の減少はどこまで続くのかという、今御質問なんです。このコロナ禍のコロナ感染症がですね、どれだけこれから長引くかによるところも大きいと考えております。ですので、長引けばそれに伴う町税の収入の減少のほうも続いていくと考えております。リーマンのときなんかですね、やはり5年ぐらいは影響をしたと思っておりま

すので、そのぐらいは影響してるのではないかと、担当のほうでは考えているところでございます。以上です。

6 番 井 上 はい、ありがとうございました。ちょっと何年前かというのはちょっと忘れまされたけれども。リーマンショックのときにですね、町税のほうで5%減少をしたと。どのぐらい続くのかというのは、やはりリーマンショックのときもですね、5年間ぐらいは続いたんで、今回も5年程度は続くのかという御回答かと思えます。

それからですね、全体の財政推計のほうの話に行きたいと思いますが。こういった影響が今ここで出てきたということの中でですね、税収が5%減収をし、普通交付税が6,000万円の減額。ただそれに対しては、臨時財政対策債2億8,000万円が増というふうな予算計上であったということで、その辺については了としますが。財政推計のほうはですね、ほぼ、例えば町税の収入の比較をですね、見てみますと、大体マイナス1%前後ぐらいですかね、財政推計のほうは見込んでいないわけですよ。だから先ほど町長の答弁の中にもですね、毎年3月に予算の上程、予算案の上程と併せてですね、財政推計を見込んでいくということの説明があったかと思いますが、今回のですね、示されています財政推計の中ではですね、そういった町税の減収は1%だということです。今の税務課長のほうの説明との乖離があるのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

またですね、国のほうは大分厳しい状況で、どんどん国のほうのですね、国債を発行してですね、来年度予算、昨日ですか、衆議院から参議院のほうへですね、予算審議が移って行って、何とか今年度中に来年度予算が成立する見込みだというふうなニュースもありましたけれども、その内容としてもですね、やはり国債の発行による部分がかなり大きいという厳しい中、そうしますとやはり普通交付税でですね、税収減少をカバーをしていく。それに対してですね、臨財債を発行して、普通交付税の本来算定されてもらうべき額が不足してる場合に、臨財債でそれを補うというふうな図式というのは、いつまでも続かないのではないかなというふうに思ってるところです。その辺は国からそういつ

た正式な回答がないよというのがですね、担当課の答えになるかもしれませんが、やはりその辺のリスクというのは、大分普通交付税の影響の額は、もう数億というふうな単位の中でいってですね、やはり全国一斉に普通交付税を打ち切るといふような措置があるかもしれないという、そういったリスクをですね、計算に入れておかなければいけないのではないかなというふうに考えますが、再々質問の1点目としてはですね、財政推計における町税の減収と、今言われてますリーマンショックのときの減少率5%とがですね、少し乖離をしているのではないか。普通交付税による税収減等の担保をですね、いつまで続くと想定されているのか。その2点を再度お伺いいたします。

政策推進課長

御質問ありがとうございます。まず1点目の税収のほうなんですけども、これは令和3年度の予算、5%というものがございしますが、あくまでも推計においては、令和2年の決算ベースも含め、そして令和2年の予算も含めてですね、推計をしています。本当は5%でそのまま行けばいいんですけども、そこだけを加味することではなく、過去3年の部分も含めて、今回は町が示している生産年齢人口の推移等も踏まえて推移をさせていただいておりますので、その推移として今回1%の部分で、またですね、固定資産税等々もございしますので、そうした推移も加味して今回は1%として推移をしたところでございます。

また臨財債の関係なんですけども、いわゆる自主財源の確保に大きな影響する生産年齢人口でございします。その減少に伴い、町税等の減少が想定ももちろんされます。その中で交付税や臨財債対策債のですね、算定においては、現行を照らして推計をしておりますが、地方交付税と臨財債はいわゆるリンクする制度でございします。生産年齢人口の減少等により、見込まれる町税の減収分は、今はですね、一定程度補填されるなど、制度上のプラス要因は現段階ではあるというふうに考えているところでございします。しかしながら、先ほど井上議員が言ったとおり、国においてもですね、交付税制度そのものの財源不足が今後予想される。また算定方法の見直しなど、様々な不安の要素がございしますので、その辺は国の動向を見据えて、今後ですね、議会のほうにもお示しをし、報告させて財政推計のほうに臨んでいきたいというふうに考えてございします。以上

です。

6 番 井 上 令和元年度の決算、2年度のですね、決算見込み等を加味してですね、出したということですが。財政推計というのは、やはりここで今現在大型事業として松田小学校建設で、令和3年度の当初にですね、もう債務負担行為の中で新松田駅周辺整備事業がスタートをするという段階の中では、やはりその辺はですね、やはりプラス部分を見るのではなく、やはり先ほど税務課長が言われたようにですね、リーマンショックという過去の経験もある中、そういった経験を踏まえたですね、平均値の推計ではなく、やはり最低限度のラインを読んでいかなければいけないのかなというふうに考えます。あとですね、交付税のほうは不安…制度改正なり算定方法の変更、そういった不安要素はあるということであればですね、やはりその辺というのは財政主管課長としてはですね、ちょっと押さえておかなければいけないなというふうにも思います。

次にですね、2点目のですね、ここで財政推計を出す際には、やはり町のほうの重大事業の1つとして、今現在松田小学校建設事業が進行中であるという中で、またさらにここで新松田駅周辺整備事業というものをですね、今までは計画、概要設計というふうな段階でありましたが、ここで詳細設計委託が令和3年度から始まると。債務負担行為の中で、令和3年度から5年度で詳細設計が始まるということですね、もうスタートの時点に立っているということだと考えます。先ほど町長の答弁の中では、この事業、新松田駅周辺整備事業はやはり町民のアンケートの中でもですね、かなり期待が大きい事業であると。そういう点はですね、理解がしておりますが。なかなかこの厳しい、ただでさえ厳しい財政事情の中に、さらにコロナ禍ということでの収入、歳入等の今後ですね、歳入及び歳入見込み等の不安要素が加わってきたという中で、どういふふうに考えるのかということの質問でございます。

北口駅前広場整備詳細設計委託ということで、債務負担行為が組まれています。また実際に歳出の予算ではですね、それに対する委託料が1,000万円ということで計上されています。ただですね、この債務負担行為の1億2,500万と、あとですね、委託料が1,000万ということですが、今までですね、これ

らについての説明というのは、財政推計の中では総事業費、全体事業費として49億円とだけですね、計上されています。その49億円の全体事業費というのは、今までの新松田駅周辺等整備事業の基本計画の中で示されている事業費としてはですね、概算事業費で13億9,700万円、約14億円ですか、というところが、用地費から広場整備等の単価×想定面積で示されているだけです。ですので、この辺はどこまでの面積か、どこまでの範囲で新松田駅周辺整備事業を行うかということで、概算事業費というふうな説明になってるかもしれませんが。その14億円を除いたとしてもですね、残りの35億円がどれがそうなのか示されていないわけです。

その基本計画の中では、事業内容としては南北の自由通路と橋上駅舎、橋上駅舎から歩行者等がアクセスをするペDESTリアンデッキ、及び集約施設というふうになっているというふうには理解しています。この辺について違ったらですね、また修正をしていただきたいと思いますが。これだけですね、松田町で重大事業をこれから発進をしようとしているということでありますと、これらの事業内容はですね、これから予算、令和3年度の予算審議に入ります。この中には先ほど言いましたように、債務負担行為ということで、もう令和5年度まで委託料という事業費をですね、確保するというふうなこともあります。その前にですね、これらの予算を債務負担行為及び歳出予算を審議をする前にですね、やはり49億円の事業内容というものはどういうものか。年次区分、事業内容区分ごとのですね、そういった説明というのをですね、基本計画の中では図やイラスト、文言等で説明がありますが、じゃあ実際に事業費、予算等ではどうなのか。これらの内容をですね、予算審査の始まる本定例会、3月定例会の予算審査の始まる前にですね、議会のほうに説明を必要ではないかというふうに考えています。

ということでそれらについてのですね、説明を事前にしていただきたいというふうに考えますが、担当課長が先ほどその辺の事業内容についての修正があれば担当課長、議会に対する説明等についてはですね、町長がどう考えているのか、以上お伺いをしたいと思います。

参事兼まちづくり課長　それでは、先に質問のありました49億円に関してですね、概略を説明させていただきます。まず先ほどおっしゃられたとおり、広場整備に関しましては約14億円。次にですね、南北自由通路、橋上駅舎、10億円。最後に集約施設については25億円。合計いたしますと49億円という形になります。（「もう一回言ってください。」の声あり）

駅が先ほどのとおり、駅前広場等ですね、については約14億円、次に南北自由通路、橋上駅舎については約10億を見込んでおります。当初10億プラス小田急さんの負担分が5億ということで、今計上してある。約、全体事業としては15億なんですけども、町としては10億円ということです。それと集約施設ですね。集約施設が25億円、25億円になります。まず、それと今質問の中であった、債務負担における詳細設計につきましては、この駅前広場のみの詳細設計でございます。南北自由通路、橋上駅舎、集約施設等は事業主体、事業主体は町ですけども、事業のやり方がおのおの小田急受委託であったりとか、組合施行であったりとか、年次も少しずつずれてきますので、今回の詳細設計については広場だけというふうにお考えいただければ結構だと思います。以上です。

町　長　町側からの説明ということで、本当に非常に大切な事業ですからね。町民の方々にも知ってもらわなきゃいけない。当然いつもおっしゃるように、町民の代表である議会の方々に承知してもらわないと、先ほど言われた債務負担行為も認めるにしてもね、いろいろあるかと思うので、ちょっと準備はしっかりとさせてもらって。タイミングはちょっとこちらのタイミングであれですけども、なるべく予算審議をする前までには、お出しできるようにね、できるところまでね、できるところまでさせていただきたいと思います。以上です。

6 番 井 上　ありがとうございます。そういったことでですね、ぜひお願いをしたいと思います。基本計画の中にはですね、46ページぐらいで重点事業の整備スケジュールという横長の表があったと思います。それに対してですね、事業費をですね、加えていただいて、例えばそれを、事業費をですね、設計委託分と例えば工事分というふうな、そういった種別によるものを加えていただければ、やはりじゃあどの時点でどの程度かかると。あと財源内訳で国庫がどのぐらい入る

と、起債がどのぐらいかかるというふうなところがですね、示していただければというふうなことでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

またですね、財政推計のほうにももう一度ちょっと1点戻りたいと思いますが。今回ですね、示されています財政推計というのは、今までの財政推計と同じパターンでの財政推計になってます。一般的行政経費というものとですね、大型公共事業分の経費で、松田町普通会計の一般会計プラス用地取得特別会計における公債費の見込み。それらを基にした、歳出を基にした財政推計というふうになっていると思います。この中で今ですね、やはり広域的な連携事業にかかる経費というものを見込んであるのかどうかということをお伺いをしたいと思います。現在1市5町でですね、広域事業として取り組もうとされている、現在進行中であると思いますが、1市5町でのごみ処理施設にかかる経費というものが、かなりそれまでの、今までのですね、消防の広域化や斎場の広域化の負担、随分大きい金額が見込まれるのではないかとこのように想定していますが、財政推計の中にですね、これらの建設事業費の負担金分や、後年度のそれらの公債費、元利償還金に対する松田町の負担分というのが含まれているのかどうかをお願いいたします。

政策推進課長 それでは御質問のほうにお答えさせていただきます。まず広域で行っています、先ほどの1市5町ごみ処理広域化に向けた事業につきましては、通常の足柄東部清掃組合負担金については今年度事業の部分を踏まえて推計をしていますが、今後の広域化に向けてのいわゆる整備計画等についての部分については、今見込んでいない状況でございます。また、足柄上衛生センターの整備計画等も計画では10年の延伸計画というようなこともございますので、そうしたものを踏まえて、現状の数値が見える段階で、今後推計に合わせて照らし合わせていきたいというふうにございますので、基本的建設に向けた部分については、今推計をしていない状況でございます。以上です。

6番井上 はい、ありがとうございます。含まれていないということで、大分この辺はですね、大型の事業になるということで、町負担分です。先ほど公債比率として13%ということですが、それらを含んだ数字というものをですね、やは

り踏まえておかなければ、当然もうその部分というのは、やはり議会としてもですね、考慮してですね、考えていく中において、ここでの大型事業の新松田駅周辺整備事業のスタートラインに対してはですね、じゃあそれを仮定でも構わないと思うのでね、幾らぐらいかということですね、本来加えていかないとかなかなかその辺の、将来じゃあそのときに町負担が5億、10億増えましたということになってもですね、遅いのではないかなというふうに考えます。

また同じくですね、先ほどの町長の答弁の中にもございましたけれども、松田町の公共施設の、公共インフラの老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれるというふうな説明、答弁もありましたが、町は大分老朽化をした公共施設がいっぱいあります。平成29年3月ですね、松田町の公共施設等の総合管理計画というものが報告をされています。やはりこの報告を基にですね、町が作り直した公共施設の管理計画でありますから、財政推計の中にはこれらにかかる更新費用、維持管理費用を当然含めて財政推計をすべきだというふうに考えています。

ただ、当然ですね、平成29年3月に発表された公共施設の管理計画ですので、その中に含まれてる大型事業の中にはですね、例えば松田小学校建設も、これももう建設が始まっています。町民文化センターの改修等もですね、ここで行われています。そういったものの中からですね、大事業としての新松田駅の駅周辺整備事業に着手するのであれば、こういった公共施設整備計画を見直しをしてですね、その費用を先ほどの大型公共の中に入れるのか、一般行政経費の中に入れるのか、そういった見直しが当然あってしかるべきではないかなというふうに考えます。先ほどの13%、実質公債比率が13%は、13年後の令和16年ですから、二千三十何年というところですね、大分その辺に集中してくる公共施設としては、例えば松田町立松田中学校のこれは更新ですので、建て替え事業。この公共施設管理計画の中では27億円という、これも大分大きいですね、事業が控えています。そういった部分を見ますと、この財政推計の中の13%という数字には、とても含まれていないのではないかなというふうに考えますが、公共施設管理整備計画の更新費用がですね、財政推計の中に含まれているのか。ま

た、ここで大型事業に着手する時点です、公共施設管理計画の中の更新費用の見直しはどうなっているのか。その2点について伺いをいたします。

参事兼総務課長 ただいまの井上議員の御質問にお答えいたします。公共施設につきましては、今個別計画を今年度中に計画を立てるところでございます、個々の、例えば集会施設ですとか、そういったものにつきましては、学校も含めた中で今現在精査して金額等を洗い出しているところでございます。また、その建築年数ですとかその辺のことも鑑みまして、順番にですね、管理計画を作るところでございますけれども、まだ数字のほうが精査できていませんので、現在の財政推計の中には、過去のそういった修繕の費用を見込んだ中で作っておりますが、個別計画ができ次第ですね、その辺を加味したもので御提示できればと考えております。以上です。

6 番 井 上 今、個別計画を見直しをしているということは理解できましたが、今年度ということですので、いつごろになるかというのをですね、2点目と。

あと、この公共施設管理計画の中には、修繕費用、修繕年次と更新年次というふうな区分になっています。この修繕費用とですね、更新費用というものは財政推計の先ほどの中の、どちらに入るのか分かりませんが、一般的行政経費と、あと大型公共事業分経費というふうになっていますが、そのいずれかに入っているというふうに理解してよろしいでしょうか。

政策推進課長 一般的な維持管理とかいう部分につきましては、1番目の管理的経費の中に全て含まれております。通常ですね、例えば各公園施設の清掃委託料、学校・庁舎等の委託料等々の維持管理につきましては、全てそこの中に通常分として入っているところでございます。以上です。

6 番 井 上 公共施設管理計画の中の最終のほうのページにですね、参考というような形で、それぞれの修繕年次と更新年次の費用が入っています。今、政策推進課長が説明された中には、維持管理的なものが入ってますけども、例えば町立体育館の建て替えというのが2022年で3億5,700万円入ってますが、とてもそれが入っているというふうには思われないんですね。どういった経費が入っているのかというのをね、その辺を再度ですね、財政推計の説明の中でですね、この3億

5,700万円が入ってるのであれば、それを説明をしていただきたいというふう
に思います。

政策推進課長 申し訳ございませんでした。先ほどの1枚目とか言ったのは、財政推計の中
の管理経費ということで、申し訳ございませんでした。町の公共施設管理計画
の数値につきましては、大型事業の先ほど言った建て替え等の部分は一切推計
の中には入っていません。なので、個別計画を今立ててますので、そこで本当
に必要なものは何か、今後やっていく数字が何かというものを全部洗い出して、
全てを必ずやるということでなく、優先順位をつけてその旨をこの推計に今後
反映させていきたいというふうにご考えてございます。以上です。

6 番 井 上 ここで、3月で示される財政推計というのは、やはり先ほど何回も言ってま
すが、町の重大事業であるですね、駅周辺整備事業のスタート時点で、じゃあ
この事業もスタートしてですね、49億円の事業費、その中で起債が幾ら、一般
財源が幾らという説明がこれからあろうかと思いますが、そういったものをも
うここですね、実施設計の債務負担行為が認めるか認めないかという段階の
中では、当然先にですね、公共施設管理計画は、先ほど交付税がどうとかがっ
て言いましたけども、その辺は国の政策でありますけれども、公共施設管理計画
は町の政策であると思います。それらをですね、先に精査をしてからですね、
やはり大きい事業に取りかかるというのが本来ではないかなというふうには思
いますので、改めてですね、財政推計をお示しされるときにですね、その辺も
含めた説明をお願いをしたいというふうにご考えています。

さらに最後になりますが、先ほどの町長答弁の中でですね、後半のほうに説
明をされていますが、町が所有する遊休未利用地等について、売却を含めた最
も有効で有益な活用と市街化区域等にある民間の空き地などの積極的な有効活
用を図るというふうな答弁がありましたけれども、これはですね、民間のほう
に諮るというのは、やはり民間のほうの意思決定に伴って、それをですね、や
はり松田町はどうしても人口増を、定住化を進めていきたいというふうなこと
の理念だというふうに分かりますが、町の政策としてですね、町有地、町が所
有する遊休未利用地ですね、有効活用というのは、どういった土地を、どこ

の土地を示されているのかをお伺いをしたいと思います。

政策推進課長 この土地の有効活用につきましては、総合計画でも位置づけている事業でございます。いわゆる町有地につきましては、議会の皆様のほうにもですね、一度ですね、提示をさせていただきました。特にですね、そのときの名称ではですね、下原のですね、土地区画整理の場所、健康福祉センターの横の土地と、湯の沢団地にある宅地用地がございます。そちらが474平米の土地。そして旧水道企業団公社用地でございます。そしてあと寄の1番地がございました。そちらのほうは今、売却等で行われていますので、それ以外の土地を引き続きですね、有効活用していこうということで進んでいきたいというふうに考えてございます。併せてですね、これはまだ居住者がおりますので、仲町屋と沢尻の部分につきましては、その辺も踏まえて今後活用を検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

6 番 井 上 町有地の遊休未利用地ということで、下原の健康福祉センター、湯の沢、水道企業団跡地、あとですね、仲町屋、沢尻の町営住宅用地を考えてるということの理解はできました。この辺もですね、実際に売却をする前にですね、様々な町のほうの想定する跡地のですね、利用計画等があると思います。下原もですね、あの河川区域が一部入ってるところの用地だというふうに理解をしますが、そういったところをですね、どういうふうに住宅用地としてするのか、それ以外なのか。等も含めた中でですね、その辺の利用の方向性がお分かりになった段階でですね、速やかに議会のほうにもですね、お知らせをしていただきたいというふうに思います。

今回の財政推計及び新松田駅周辺整備事業のほうはですね、やはり先ほど町長のほうから、そういったものをですね、詳細な部分で示していただけるというふうな答弁を頂きましたので、以上をもちまして私の一般質問を終了をさせていただきます。ありがとうございます。

議 長 以上で受付番号第8号、井上栄一君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時10分より再開いたします。 (9時59分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (10時10分)

受付番号第9号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

5 番 田 代 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

受付番号第9号、質問議員、第5番 田代実。

件名、女性の活躍を支援する交流施設等の今後の運営を問う。

要旨、女性活躍総合戦略（平成30年度～令和4年度）では、女性の活躍を支援する交流施設の整備と運営を重点目標に掲げ、令和元年度には旧松田土木事務所を松田町創生推進拠点施設～スプラポ～に改修しました。しかしながら先般発表された令和3年度当初予算の概要には、重点施策への位置づけがありません。一般事務の中の事業名ではなく、重点施設への位置づけがないということです。施設整備は完成後の運営が最も大切ですので、次のことについて町長のお考えを伺います。

(1) 施設利用者数の目標と実績、事業者入室状況（率）と女性事業者の割合。

(2) 女性の雇用創出と創業支援の実績。

(3) スプラポ、クライミングウォール。これは文化センターの西側の壁に設置されてるものです。それらの今後の運営方針についてと。

質問は以上なんですけども、事前に頂いた町長からの回答書。約5ページにわたっております。その中で、効率よく進めるために、半分は前触れになっておりますので、3ページの「1点目の質問にお答えします」と、そこから言っていたきたいと思います。シンプルなやり取りで政策論争したいと思いますので、町長、よろしく願いいたします。以上です。（私語あり）

町 長 じゃあ、少し田代議員の御質問に柔軟に対応して、お答えをしたいと思います。まず少しだけですね、今、スプラポの皆さんたちがどれだけ努力されてるかというのだけちょっと披露させていただきます。今日に至るまでは単純に施設整備を進めるだけではなくて、施設管理者や施設利用者の確保など、様々な課題を乗り越える必要があり、町民の皆さん方にも不安を抱かせてしまったことと存じますが、現在本拠点施設は民間事業者のたゆまぬ努力とノウハウを活用することで自走することができ、町にとっては年間利用負担金収入が約650

万円ほどあり、また利用者にとっては利用ニーズの対応したきめ細やかな質の高いサービスの提供を行っていただいていることから、当初の目的や運営方法などが国からお認めいただき、この松田町の女性活躍コンパクトシティ創生事業については、全国の中でも成功事例の一つとして承認された取組でもございます。それに伴って本施設整備時の総費用について、地方創生交付金等を除く整備費用として、町の負担額は実質約1,500万ほどですが、指定管理者が町へ納付いただく年間の負担金は、約650万円を超えており、町が当時負担した整備費用は、約2年半ほど、令和3年度末をもって投資費用の回収ができ、その後は町が自由に使える歳入となります。

このようなことから、令和3年度も行政と民間事業者と連携した事業を行う予定として、地方創生交付金の申請を行っていましたが、国としては成功事例として認め、国の支援なくして本事業の継続ができると判断され、新年度事業の申請が認められず、民間が主体となって本事業を継続することとなったため、当初予算の計上を行う必要性がなくなりました。よって、民間主体による事業が自走し始めている状況であることを、まずもって御報告いたします。

それでは、1つ目の御質問にお答えをさせていただきます。令和2年度の施設全体の利用目標値では、2万2,275人と定め、令和2年度はコロナ禍でもありますが、現在までの実績を見ても2万6,631人となり、目標値は達成されております。そのうち女性の利用者数ですが、統計はありませんが、各事業者からの確認では、おおよそ全体の6割以上を占めてると伺っております。施設の事業者入室状況（率）については、使用者が決まっている延べ床面積で換算すると約86%となっております。また、その事業者のうち、女性経営者が営む事業は、9テナント中2事業者となっております。

次に、2つ目の御質問にお答えをいたします。まず本事業における女性の雇用創出の実績については、スポーツジムのほか9人の実績があり、創業支援の実績としては2件となっております。

次に3つ目の御質問にお答えいたします。令和3年度については、コロナ禍において女性創業等の希望者の動きも活発ではなく、マッチングを行う機会が

非常に少なかった状況でもありました。今後の運営については、指定管理者の選定時にも御説明させていただいたことですが、事業者がさらなる自走と地域連携した取組を含めて進めていくためには、我々行政が伴走方として相互支援を行う必要がありますので、事務的な部分では今後も事業者と毎月1回の定例会を行い、事業運営方法などに伴う課題やその解決策、収支状況等を確認しながら、引き続き必要な見直し等があれば改善を行ってまいります。また、子育てをしながら、安心して働ける居場所や子育て世代の方々が集うコミュニティの場として、女性を中心とした多くの皆様方が活用していただけるよう、さらなる情報発信の強化と地域との連携についても実施してまいります。

現在の指定管理者の新たな取組として、新しい日常による生活や仕事の様式の変化に対応すべく、コワーキングスペースというテレワークができるスペースを確保し、また県の補助金事業を独自に獲得され、屋上スペースを新たな用途に使えるようにするなど、積極的に施設の魅力アップに努められていますので、今後女性・男性にとらわれず多様性を認め合い、あらゆる分野で双方が活躍するために必要な事業として、民間事業者の主体的な取組を尊重し、本事業推進による町の魅力向上を図ることで、生産年齢人口の増加につなげてまいります。

次にクライミングウォール施設についてですが、平成30年4月から町民に限らず広く使用していただいております、また各種教室等を開催し、活用促進を図ってまいりました。実績としましては平成30年度が93件、令和元年度が45件、令和2年度が7件となり、合計145件となっております。そのほかスポーツ庁所管補助事業の関連で、健康スポーツ教室を開催し、令和元年度12回、令和2年度はコロナの影響もあり4回でありました。

これまで利用者拡大に伴う施設の活用促進を図る目的で、初回無料として運用させていただいている中で、民間事業者より有料による事業開催の相談をいただくなど、新しい展開を期待しておりましたが、昨年からのコロナ感染症対策のため実施に至りませんでした。また今後の運営方針につきましては、令和3年4月より松田町生涯学習センターとして複合的な施設の管理運営となること

から、その一部のクライミング施設利用を今後強化するため、秦野市さんとの相互協力により、秦野市戸川公園内に新たに設置されているボルダリング施設との連携し、新たな利用者を確保するなど、運営面の強化を図ってまいります。今後は定期的なイベントの実施や専用のホームページの発信、新たなにぎわいづくりを図り、施設の認知度アップにつなげ、多くの方々が利用できるよう取組を進めてまいります。併せて民間ノウハウの導入に関する取組を実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

5 番 田 代 　ただいま町長、いろいろ私の要望にお応えいただき、コンパクトな回答、ありがとうございます。はっきり焦点が見えてきたので、順に質問をさせていただきます。

　初めに自走できる施設、独立採算制で一般財を投入しないよということは、もう町長の初めからの当初計画の主張されてた内容で、このことに対しては実際達成してるということは十分認識しております。ただ、やはりこの施設については、こちらの女性活躍総合戦略、これではっきり位置づけたものです。女性の活躍を推進支援する拠点施設を整備すると。併せて女性の創業者ですね、事業者を育てるよと。あともう一方で子育て支援。この辺で女性に関する機能を強化して、働く場の創出を行いたいというふうなことが大前提にあると思います。

　その中で今おっしゃられるように、運営については私、採算面の運営について今回一般質問の項目に入っていないと思います。それはそれでしっかりした形で運営はされてるというふうに認識しております。今回議題として挙げらせていただいたのが、やはり重点施策として今までやってきたわけですよ。それがここに来てトーンダウンしてるのかなというふうなことを感じて質問させていただきました。これからの質問については、計数は課長職で結構です。政策論については町長、回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

　まず初めに1点目、施設利用者の目標と実績ですか。これについて利用目標値2万2,275、これが実績では2万6,631ということになってると伺いましたけれども、これについて、これは課長さんにお伺いします。計画では現状、平成

29年、5,439人というのは、この計画の中で鈴木課長、示されてますよね。これの内訳、それがまず1点目です。

次に2点目。2万2,275、これの内訳。要は子育て支援センター、ファミサポあたりの数がかかなり占めてると思います。実際にどういう方が利用されるかというのを、2種類に分けてください。それが2点目です。そうですね、実績が2万6,631ですから、これでも結構です。目標達成してるんでよろしい数値かなと。

3点目が空き室状況。率で86%となっております。回答では9テナント中2つの事業者が女性経営者が営む事業と。9分の2ということですね。実際にこれ、空きテナントが幾つあるのかね。86%の床面積で部屋が入ってることなんですけど。逆にテナント数で言うと全テナントが幾つあって9テナント今入ってる。そのうち2事業者が女性経営者が営む事業というふうに理解させていただきますので、その辺の計数について課長お願いいたします。

政策推進課長

まずですね、女性が輝き活躍するコンパクトシティの利用の目標数値でございます。最初に定めた2万2,275人というのがございます。利用者数の2万2,275人。これにつきましては国のほうに提出したKPIがございます。子育て支援センター利用者数が6,700人、ファミリーサポート利用者数が200人、当時の計画では一時預かり利用としてカフェやサロン等におけるものが9,000人、スポーツ施設利用者については6,000人、コワーキングスペース利用者については375人という数値をもとに、当初の2万2,275人という目標数値を掲げてございます。

これにおきまして、令和2年度の利用者数でございますが、これは1月末現在で2万6,631人という数字になってございます。この中で当初の子育て支援センターが6,700人という目標だったんですが、これはコロナ禍の影響としてはこれはいけないのかもしれないんですけども、子育て支援センターは2,962人というすごい低い数字になっている状況ではございますが、それ以外の部分、スポーツセンタージム等につきましては、以上の3倍近い人数が来ているということで、今回2万6,631人という実績になっているところでござい

ます。

そして、テナントスペースにつきましては残りは3件でございます。全部で12件ございますが、そのうちの9件が今入ってるというところでございます。そして9件のうち今2つの事業者が女性の経営者というところで報告をしてるところでございます。

5 番 田 代 29年の現状、5,439人、このバックデータ、内訳。計画の中に現状って入ってるんです。5,439。ここです。ここの数値。これは何の数字なのか。

政策推進課長 すみません、そこはちょっと私のほうも数値として確認してなかったの、後ほど報告させていただきたいと思います。

5 番 田 代 平成29年の現状、5,439人。これは私、察するところ、子育て支援センターとファミサポの利用人数がこの数字ではないかなというふうに感じてます。この時点ではこれ以外の施設は全てスタートしてないということで、そのように理解させていただきますので、もし違っていたらお知らせください。

では、ちょっとチャンネルを変えさせていただいて、今の子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、これについて伺います。平成30年の秋に総務文教常任委員会にこの拠点施設の設置及び管理条例が付託となり、かなり審査をさせていただいた記憶があります。その一員として私も総務文教常任委員会に入っておりました。そのときにはっきり記憶があるのが、子育て支援センターって1階じゃないの。何で2階なんですかって質問をいたしました。そのときに、いいですか、課長。そのときに利用者に聞いたんですよと。2階のほうがいいですという回答でした。それなら仕方ないなということで、私はそれから発言控えました。ところが利用者に聞いてみると、この1年ぐらい前からです。コロナが発生する前からの話ですけど。何で田代さん、2階なのって。私なんかまだ子供が1人だから、雨の日、傘とベビーカーを持って何とか上がれる。2人、3人のお子さんのこと考えたことがあるのって。すごい不自然な施設だと言われました。ですから、計画時に審査委員会でそちらが、当時課長補佐だと思うんですけど、この回答をされてます。場合によっては議事録で確認されて結構です。私ははっきりメモとってあります。実態として利用者から

苦情が出てるんですよ。そのいきさつについて、まずひとつ確認させてください。利用者が多いことはいいんですけども、やはり今回計画から実施まで半年足らずの間で行ってしまった事業です。そういう中で、せっかく利用されてる施設が、そういうことを後で聞くと、非常に私は残念だなというふうに感じますので、課長、お願いいたします。

政策推進課長 御質問ありがとうございます。この事業につきましては、毎月1回定例会がございます。そこに子育て支援センターの代表者の方等とも踏まえてですね、町の福祉の担当も入っているいろんな聞き取りをし、今後の改善を進めてるというところで、意見をもらってる中で、現状ですね、今、田代議員のおっしゃったような意見がですね、ちょっと今なかったという定例会の報告を受けております。これは始まったときから毎回やってますので、今そういう意見があったということで、これは毎回の会議の中で調整というか、そういう意見があったということをお知らせし、皆さんのほうと連携をして取り組んでいきたいというように考えてございます。以上です。

町長 これもまた記憶ですけどもね。私は報告もらってる話でいくと、2階に何でしたのかという議論は当然あった記憶があります。それでやっぱり防災面のことがあったりだとか、災害のときに、やっぱりあれだけ畳を敷いたりするわけですから、地域の方々も防災の関係で使いたいという要望もあって、そういったときには2階のほうがいいだろうということで2階にした、一つの案としてですね。提案したのがあります。先ほど言われるように、ベビーカー持ってきたか、じゃあベビーカー置く場所どこにするのよとかっていう多分議論もあって、1階のところにこの辺にベビーカーを置くところの示しを、ここだったら置いてくださいというのと、あとは連れていくのは大変だからっていったら、インターホンをつけて、今来てるんでどうですかっていったら、上から降りてきてもらったりとかっていう、物理的なのはもう箱があってね、エレベーターもなかったものですから、しょうがなかったですけども、今あるもの生かしてやるってなれば、それが一つの手法だということで、その後の設備としてインターホンをつけたりとかして対応してるということもあります。ただ、今、課長が言

われてるように、今現状そういったお話もあるということであれば、そういったことを踏まえながら、またよりよい、利用者にとっていいことかどうなのかということをもっとよく相談してですね、対応してまいりたいというように思います。以上です。

5 番 田 代 丁寧な回答ありがとうございました。いろいろ議論があって、今の町長の説明の災害時というのは初めて私伺いました。スタートしてしまった事業だから仕方ないというよりも、やはり利用されてる施設で駐車場も広くなって、非常に主婦の方止めいいという好評な面もあります。したがって、今インターホンでそういうふうな形でフォローしたよということありますのでね、ほかにもたくさんそういった問題出てくると思います。ですから、私は重点施策に位置づけて、もっと手厚く運営するべきなんではないかというのが今回の主張です。

ここで町長にお尋ねします。今、担当課長から全部で12件テナントを用意したよと。そのうち9件入ってます。そのうち女性が2件。この2件というのは非常に少ない数字ですよ。全部の分母を12でした場合、12件のテナントに対して2件しか入ってない。実際入ってる9件に対して2件。先ほどお話ししたように、採算性とか自走式はもう大いに結構だと思います。しかしながら女性を一つの政策のポイントに掲げた中で、非常に少ない。これについて町長、どういうふうにご検討されているでしょうか、現状を見てるでしょうか。お願いします。

町 長 まず第一前提に、女性の輝く、活躍するということは、当然あるんですけども、あるんですけどもという表現。その輝き方。どういった立場で輝くのかというのは、もうそれぞれだと思うんですね。その中でやはり創業者として輝き方をする人もいれば、その会社に勤めてるという、勤めながらやっていくという人もいますし、むしろこのテナントを利用して何かやろうという人ばかりではなくて、当然だけど家でやろうという人、様々な方々がいらっしゃって、様々な輝き方があるということは大前提だというふうに思います。ただ、その輝き方の輝くチャンスをしたりとか、きっかけつくったりするのが今回の一つの事業ということも考えていることからすれば、それはこのテナントに事業

者として入ってくれる方が増えるのは、こんないいことはないですね、おっしゃるとおり。しかしテナントで入るとなれば、それ相応の覚悟もいりますし、資金もいりますし、いろんなことがあります。ですから、そういったところからすると、あの団体というか、今指定管理になってる団体は、足柄マルシェというものを主催してる会社ですから、テナントという形で固定で持たずにでも、そういった場所場所で事業をやられてる方々も当然いますし、そういった支援は今現在もやられてるというふうに私も理解をしておりますので、このテナント数が2つしかないからどうこうというような答えよりも、まあそれは全て収まるのが一番いいでしょうけども、それぞれの考え方があるんじゃないかなろうかというふうに私は判断してます。以上です。

5 番 田 代 去年の12月24日に議会に定期監査の結果ということで頂いております。監査委員さんから頂いた文書です。女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業については、事業の趣旨や効果等について検証されたいと。今、町長は別の見解な感じでお答えされたんですけども、事業の趣旨、効果、これについて私は薄いのではないかと。所期の目的にしっかり位置づけたものが、いつの間にか自走はしてる、でも女性の事業者は本当に少ない。テレワークで自宅でとか、そういうのありますけれども、やはりここを拠点に女性の創業支援をしていく。それとあともう1点が雇用の創出。女性の雇用の創出という話をされてました。そういったことで監査委員の指摘と私のそれを含めた質問。これについて町長、再度お答えをお願いします。

町 長 監査委員の御指摘は我々も承知をしているところであります。「ただ」という接続詞がいいかあれでしょうけどもね。施設利用者がやはり女性の方々がやっぱり増えてる。その利用者の利用の仕方というのは、テナントに入ることばかりじゃないだろうと思いますし、普通の一般の利用者で、今までなかったところに参加されてるということで、先ほど子育て支援センターについても、行く場所ができてよかったという話も一方ではあるわけですから、その辺りは監査委員さんともよくよく話をしながらですけどもね、当初の目的っていう、私の考え方は、女性の輝き方というのは多種多様でたくさんあって、それぞれに

やってるわけだから、この施設の利用者だけを…利用者というか、テナントに入ったり、雇用の創出に少しずつ、少しずつですけどね、一遍に起きたところがどんというところまで行けてないというのは、ちょっと私たちももう少し力を入れていかなきゃいけないということは、当然理解はしてるので、改善点を改善しながらですね、いいところはいいとこで伸ばしていきながらというふうな施設運営、もとはあこの事業にしていきたいとは考えてます。以上です。

5 番 田 代 代ではその件に関して再質問させていただきます。先ほどお話しした平成30年の秋口の総務文教常任委員会のやり取りです。この中で、特に期間は10年間。今の施設は平成31年度から10年間を目標に運営していくよと。その中で今お話しがあった、女性の雇用創出とか創業支援、これに重点的に取り組むとともに、子育て支援センターですか。この機能も拡充してあちらに移すというのが大きい柱でした。ここで伺いたいのが、10年間の間に、あの施設で入った方を町内の駅前の空き店舗、それに誘導していくんだって、そういうことをはっきりと説明もありましたし、資料も残ってます。そういったことに取り組む姿勢。これについて非常に女性に限らず、いろんな事業者が入ってます。今度地域の活性化という捉え方で、今女性にちょっとクローズアップしましたけどね。少し拡大解釈の中で、いろいろな業者も入ってると思います。そういった方にあの施設は補修事業して耐震性も行ったけども、とにかく古いということで、10年を期限として運営するという説明を受けてます。その中で、もう2年が終わろうとしています。どのように中心市街地の活性化、それに結びつける対応をされたのか。それについて伺いいたします。

政策推進課長 田代さんの御質問にお答えさせていただきます。まず旧土木事務所のですね、原則10年というものがございました、当時。売買契約の定義の中に10年間はほかの用途に使わないということで議論させていただいたのがございます。そうした中ですね、その間について5年間の指定管理者との契約を結ぶということで、その後、議会の皆様と協議をし、5年後どうするのよというような話もございました。そこは5年を見て、経営状況を見て、そのまま継続するか、あるいはその次の展開にするかということで、私のほうから説明をさせたような状

況でございますので、このままですね、5年間の契約の中で運営を進めていくということで、今はですね、その10年先どうするかということは、その当時の話もありましたが、今のところは…。

5 番 田 代 あと創業の取組だよ。駅前市街地に誘導する取組だよ。それやったかやらないか。

政策推進課長 現在もですね、この女性活躍の事業を展開してございますが。その中で駅前周辺の整備についての、いわゆる起業家に向けての様々な取組の講演会等をやっておりますので、そこが形には今結びついておりませんが、そのような事業展開をしているということでございます。以上です。

5 番 田 代 回答ありがとうございます。前向きに取り組んで、駅前のほうの空きテナントに誘導する努力もしてるということによろしいわけですね。はい、ありがとうございます。

それでは3点目。時間がだんだんなくなってきましたので、クライミングウォール。平成30年からオープンしたということで、実績として30年度が93件、元年度が45件、令和2年度が7件と。令和2年度はコロナの影響かなという感じもしますけれども。93と75、すごい多いなと思います。私はクライミングウォールについてこれ、質問してます。ボルダリングが入ってるわけではないですよ。私はそれだけ多いっていうふうには、見てて感じなかったんです。この数、いかがでしょうか。

教 育 課 長 ただいまの件数につきましては、スポーツクライミング総数としまして御報告させていただいたものでございます。議員おっしゃる平成30年度、93件中リードウォールにつきましては1件。令和元年度45件中、リードウォールは1件。令和2年度、総数7件のうち、リードウォールは0件という状況でございます。

5 番 田 代 明確な数値の報告、ありがとうございます。遠藤課長ね、クライミングウォールの施設についてって私は言ってます。これは水増しです。ボルダリングは今回もタウンニュースで見たんですけど、地道にやられるというのは認識してます。ただ、クライミングウォールは外ですからよく見えますから、結構気にして私ずっと見てたんですよ。今の話、30年度が1件、元年度が1件。

課長御存じのように、幾らかかってあの施設を造ったか。全部でボルダリングも合わせて1億円ぐらい投資してるはずですよ。そのうちの半分が外のこのクライミングウォールの壁です。5,000万円以上使って今まで2件。あまりにもちよっとこれは寂しい数字だなと思います。

町長ここで伺いたいのが、この施設ができたときにかなり町長は力を入れていろいろ発言されてました。この結果っていうのは、今回のコロナの影響はもう度外視していいと思うんですよ。逆にコロナだから外だから、宣伝の仕方によっては、今までの1件、1件よりももっと増えたのかな。少数で行うクライミングウォールはそういうスポーツですから。それなのにこの数字というのは、要するに投資した額に対して実績があまりにも寂しいのかなと感じます。この件に関して町長、回答をお願いします。

町長 おっしゃるとおりですよ。実際この投資した額の内訳を本当はよく話をしないといけないんですよ。要はこのリードクライミング自体を設置するに当たって、当然外壁の補修をしたりだとか、当然そこに伴う様々なことをやって、合計その工事だけで約5,000万というふうな数字が出てるわけですけどもね。そこはもう田代議員も承知してあるのでこれ以上言わないですけども。ただ、いかんせん、ボルダリングもそうですけどもね、徐々に増えてきてますけど、やっぱり外の高いやつに使いたいという方々については、やはりうちの単価設定がまずいのかなっていう気も正直してます。多分、皆さん方と御議論いただいて、民業圧迫しちゃうといけないということで、金額を下げないでというか、そういうふうになっているところもありますし。それだけじゃなく、あとはやっぱりどうしてもPR不足も本当たくさんあるかと思います。だからそういった点をやっぱり反省点として、先ほどちょっと答弁で申し上げたとおり、やはり県西地域に秦野市さんがあれだけお金をかけて、追加でボルダリング施設というかクライミング施設をまた造られたものですから、そこと連携してですね、やることによって、相乗効果が生まれていくのではなかろうかというふうに期待をしてるところであります。ですから今後、この取戻しというかですね、一般の町民の人たちから、無駄な施設だと言われなくて済むように取り組んでま

いりたいというふうに思ってます、以上です。

5 番 田 代 御回答ありがとうございました。私、女性の活躍する交流施設をメインに質問した次第なんですけど。このクライミングウォールについても同じなんですけれども、立派な施設は造った。先ほどお話ししたように、クライミングウォールは5,000万以上、それと女性の交流施設ですよ。これについて6,000万以上だと思えます。両方で1億1,000万以上のお金を投資してます。クライミングウォールはわずか2件。コロナの影響は関係ないです。一方のスプラポですか、創生推進拠点施設。これについては所期の目的はまだかなりほど遠い状況にあります。両方とも重点事業から外れてます。やはりそれだけのお金をかけて投資した事業であれば、魂を入れてその利活用に励む。民間企業だったら、それだけ突っ込んでお客が来なかったら倒産してますよ。だからそういう面では、たとえ額は少なくとも力を入れてやっていく。町長も秦野市との連携、これ、前にも言われてました。ところが施設が完成したらその言葉は私はあまり聞いてないような感じで、たまたま今回質問したらそういったお言葉が出てきたと。要は言いたいことは、どんな立派な施設をお金をかけて造っても、あとで運営する職員、またはトップの理事者のお考えがね、それに対しての思い入れがないと伝わらないと思います。うまく運営できないと思います。この件に関して時間もなくなりましたので、最後町長、御答弁をお願いいたします。

町 長 おっしゃるとおりですよ。実際これが…まあそうだな。こういった事業を絡めながら、松田町がとにかくやらなきゃいけなかったことが、ずっと後回しにされてきたという事実があるのは御存じのことだと思います。ですから、この地方創生の費用というのは、松田町にとって知恵を本当に役場の職員が出して、何とか予算を獲得し、御存じのように半分が国の補助金です。でもこれは税金です。ですから、その税金も含めて無駄にするつもりはさらさらありません。ただ、急に今までの思考回路を変えてですね、松田町の職員さんたちに、というところに関しては、今現在進行中で、それぞれに思いを込めてやってくれているだろうというか、やってくれるはずだという思いの中から、職員育成も含めながら今やってるところでございます。温かく面倒見てくれというような

ことは言いませんけども、それなりに結果も出してるようなところもありますから、総合的に物事を考えていただければと思います。今後も今日田代さんから言われた話は、遠藤課長もよく肝に銘じられたと思いますから、一緒に今後進めてまいりたいというように思います、以上です。

5 番 田 代 最後一言だけ申し上げて終わりにいたします。ちょっと今、町長の発言で気になったのが、今まで松田町がやらなければいけなかったのを後回しにしてきた結果。だから本山町長がやってるというふうに私は聞こえてしまいました。でもそれは今、町長が予算で受けてやってるんです。ですから…（私語あり）待ってください、私が発言してます。ですから魂を入れて、職員がかわいそうだとかそうではなくて、町長のリーダーシップでしっかりと運営について取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 以上で受付番号第9号、田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。11時より再開いたします。 (10時51分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (11時05分)

日程第2「議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、平野由里子君。

産業厚生常任委員長 令和2年12月11日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、12月8日、11日に委員6名中全員出席のもと、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和2年第4回議会定例会において付託された「議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例」について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町公園条例等の一部を改正する条例について説明を求め、質疑を行って審査しました。

松田町公園条例の一部改正については、西平畑公園の入園料の創設は認めるが、提案の金額ではなく上限を「18歳以上300円、6歳以上18歳未満100円」として、新たに備考として「まつだ桜まつり期間に限る。」とする。

また、松田町西平畑公園管理交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、条例名称及び本文の施設名称を「松田町子どもの館」に変更することは認める。

附則を除き、上記以外は審議不十分のため、削除する修正を行ったが、町長の再提案を求める。

少しこの別紙のところがややこしいんですが、お手持ちの新旧対照表のほうで説明をしたいと思います。今、文章のほうで言いましたとおり、要するに直しているところは、西平畑公園の入園料というその創設と、金額を提案から直しました。それについてはお手持ちの資料の7ページ、新旧対照表のほうを見ていただくと、改正案のほうの左上の表、これが金額のところ、上の段から500円、次が300円、ここが300円と100円というふうに修正しました。そしてその下に備考「まつだ桜まつり期間に限る」というふうに入れます。

そしてその下の表に関しましては、これは鉄道と駐車場のことなんですけれども、これは旧の表の別表第2と書いてある表なんですけど、ここの金額のまま、現行と同じとします。なので左側の別表3になっているところは、これがカットになります。

それから、次の8ページのところを開けていただくと、これは左側の改正案全部削除です。9ページも削除です。そして同じく10ページ、11ページも削除です。そして同じく12ページ、13ページも削除です。今言ってるのは改正案の欄削除ですね。

そして15ページなんですけれども、これが今言った松田町西平畑公園管理交流施設に関する条例なんですけど、この今言ったこの施設名、これが町民がよく言っている子どもの館という施設なんです。なので、この条例名の中の施設名も、それから本文中の中の施設名も「子どもの館」というふうに修正するという意味です。

また15ページの新旧対照表の6条、7条、8条ですね。これは削除となります。そして、そうですね、要するに名前を変えただけなので、提案にあった入館料、こういったものが削除になっています。したがって本文中の17ページの第20条の第2項の下から2行目の「入館料又は」って書いてあるこの「入館料又は」も、ちょうど下線がある部分です、これが削られます。それから18ページなんですが、18ページ、19ページにわたる表なんですが、別表第1のところですね。入館料のところなんですけれども、これは削除になります。そしてその下にある、使用料のところなんですけれども、これが右側の現行の表の金額と同じになります。つまり上から300円、100円、400円というふうになります。

以下、松田町自然館の条例、これも改正案のほうは削除です。20ページ、21ページ、22ページ、23ページ、そして最後のページ、24ページ左側が削除です。

以上を報告させていただきます。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
1 番 唐 澤 この報告書のときの委員会にちょっと傍聴で参加できなかったのも、確認させていただきたいことが3点ほどあります。

1点目が18歳以上300円、6歳以上18歳未満100円というところの金額設定ですね。こちらの積算の根拠がまず教えてほしいです。

2点目が、まつだ桜まつり期間に限る。このように設定をした法的根拠といえますか、ベースとなっている何かあれば教えてください。

3点目、上記以外は審議不十分のため削除するという事なんですけど。付託されて審議が不十分というのはちょっと何と云っていいのかなという印象があるんですが、審議不十分となって削除した理由を知りたいので教えてください。以上です。

議 長 はい、委員会のほうの方は。

4 番 平 野 まず、なぜこの300円、100円にしたかということなんですけれども。これに関しましては、逆に500円、それから300円という提案の金額が、やはりこれが高すぎるんじゃないかという議論をしてきました。いろいろな資料、やはり町側からも用意されてきたんですけれども。町側の説明は、もちろん数字的など

ころとか、説明としてはみんな理解したんだと思うんですけども、計算の経費の中に、ここまで入れていいのかとか、そういった議論もありまして、やはり委員の中には、町側が提案した経費を全部それは経費として考えるわけにはいかないと。それはまつりだけではなくて、通常の公園のための維持費に関わるところで、そこを入れすぎているというような解釈だったと思います。それでこの町側の提案500円、300円が認められなかったというような経緯があります。ちょっと皆さん、補足するべきとこしてください。

そして桜まつりに限るといふところなんですけど、これもちょっと議論は、私はちょっと言いたかったんですけど、ちょっと委員長なんであんまり意見が言えなかったんですけども。もともとイベントに限るといふような限定はされていたところなんですけど、それを桜まつりといふふうに限ってしまったといふところは、やはり委員の中では桜まつり以外のイベントは想定できないといふような意見だったと思います。

また、3つ目の審議不十分のためといふことなんですけど、付託されているのになぜかと言われると、本当にふがいないんですけども。これ、12月の11日の委員会報告です。そして12月8日、11日、2回やったといふことで。議案が提案されたのも8日。このときは、皆さんも思い出していただきたいんですけど、前回9月に否決したことによって、関係者からの陳情があつて、そしてまた意見交換会もあつて、それを踏まえてからの出来事だったといふことで、とにかくこれは急いで審査をしなくてはいけないといふ状況でした。ぎりぎりこの日までだったら、ここを認めれば、つまり入園料を認めれば何とか桜まつりには間に合うのではないかといふ、委員会としてはそういうふうな議論をしました。そして、その日に答えを出さなければもう全然間に合わなくなるといふところで、じゃあほかの部分はどうしようかといふことだったんですけども。御存じのとおり、半年以上、1年近く、12月の時点では半年以上という感じですかね、抱えてきた懸案でした。なので、全く議論ができてなかったわけではないんですけど、この部分もね。何回かこういったその他の部分といふ部分に言及もあり、説明を呼んでからの説明、質問もあつて、皆さんそれぞれ考えるところは

委員の中ではあったと思うんですが、結論を出すまでにはやはり至っていなかったというのが、そのときの実情です。それでこういうふうな書き方をすると、こういうふうな結論になりました。皆さん、もし何か補足があれば。

5 番 田 代 先ほど平野委員長から報告ありましたが、私なりの解釈で御説明をさせていただきますと思います。まず唐澤議員、1点目の御質問、入園料300円、100円。この根拠ということで御説明させていただきます。基本的には公園というのは、一般の方に広く開放するもの。それに対してお金を取る場合は、受益者負担の原則というのがあります。基本的な考えとして、西平畑公園、いつでも誰でも自由に利用できます。ただし、桜まつり期間中は臨時駐車場を整備したりだとか、ガードマン整備したりだとか、いろんな宣伝で、職員も出ます。いろんな関係で特需みたいなもので、すごいお金がかかります。そのかかる部分について受益者負担の原則で、大人300円、子供100円頂いたらいいのではないかと、この金額にしました。基本的にはそのときにかかる、桜まつりにかかる実費に近い額を頂こうということで、この改定にさせていただきました。これについては積算根拠、いろんな資料を事務方から出していただいて議論した結果、こうなりました。

次に2点目の桜まつり期間中。原案では、町長の提出された原案では、入園料500円と、あと桜まつり期間中というよりも、減免規定というのがありました。ですから桜まつりに限ってないです。必要であれば上限500円で入園料取れる。期間についても町長が必要と認めるときに減免できると。先ほどお話ししたように、我々は桜まつりの期間中だよというふうなことで議論させていただいた関係で、こういった表現を加えさせていただいております。

最後の3番目なんですけれども、これについては唐澤議員も記憶あると思うんですけれども、このあれは12月定例会の最終日に町長から再議で出されました。その前に陳情があつて、300円で認めてくれよと、入園料にしてほしいと、そういう要望があつて、まだこの時点では間に合うんだろうと。桜まつりのポスターとかいろんな宣伝に、入園料、協力金から入園料に変えられるだろうということで、議会としては一番大事な要点だけを即決したと。即決というか、

この委員会で絞り込んで議論したということが一つあります。

それとあと審議不十分というのは、その前に一度かなりの長い期間、半年ほど行いました。そのときに一点一点議論したんですけれども、一番大きいことはやはり執行者側と見解の違いはあったんですけれども、4本の条例を1本にして分かりやすくすべきだというのが大前提にありました。その中で、もう本当に大きいボリュームだったので、一個一個ある程度答えは出したんですけれども、それを全てうちの議会のほうで修正議決するべきものではないだろうと。早急にやるべきことはこの入園料は修正しますよと。それ以外はもう一度提出してくださいよと、このような意味がありまして、こういう表現にさせていただきました。以上です。

1 番 唐 澤 御丁寧に回答ありがとうございました。この3番目のところですね。審議不十分という言葉がちょっとはてなと思ったところの流れ、経緯ということが確認されましたので。あとそのほかの2点ですね。2点は委員会のほうでも説明されていて、私もそのときは傍聴していたので、今の説明でも十分理解はできました。ありがとうございました。

議 長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

異議なしと認めます。討論に入ります。

4 番 平 野 賛成討論なので、反対討論がければ先に。

議 長 反対討論の方はいますか。

(「ありません」の声あり)

それではお願いします。

4 番 平 野 議案第65号松田町公園条例等の一部を改正する条例について、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

まず最初に、私は産業厚生常任委員会委員長として審査をし、先ほど修正可決を報告させていただきましたが、委員長は委員会採決では意見を表決していないこともあり、ここで発言させていただきます。

この委員会審査時点の一番の争点は入園料でした。これまで桜まつり実行委

員会が協力金として徴収してきたものを、条例の中で入園料としてしっかり位置づけること、これは関係者からの陳情や意見交換も含め、委員会は承認いたしました。その金額について、町からの提案であった大人500円、子供300円という上限額をそれぞれ300円、100円に修正して可決しました。提案は上限額という記述で、実際にはいきなり上限では徴収するわけではなくて、集客が見込める金額を考えて実施するとの説明も受けましたが、承認とならなかったのは残念ではありました。しかし、受益者負担のあり方を重視して、先ほど説明したように慎重に議論をした結果ですので、委員会報告を尊重いたします。「西平畑公園管理交流施設」という条例中の名称を、町民にもなじんだ「子どもの館」と変更することは、もとより私も賛成でした。今回の委員会報告では、これら以外の部分、審議不十分のため削除しましたが、さらに議論をすべきという姿勢を示しております。

この議案は西平畑公園の様々な施設に関するもので、非常にボリュームがありました。産業厚生常任委員会では議案上程前から含めると、今の時点ではもう1年近く関わってきたことになりますが、いまだ議論し尽くした感覚になかなか到達しておりません。従来のある方は否定せず、生かされてないポランシャリティーを生かし、持続可能なものとして運営していくという大きな方向性は、委員の多くも理解していると思います。しかし、成り立ちや目的、運営方法などが違う施設について、委員それぞれの考え方も違って、それらをまとめて審査することに難しさも正直感じておりました。しかし、今回委員会が修正可決したことで、ようやく一歩踏み出せたのではないかと思います。今後、より前向きで丁寧な議論に期待し、この委員会報告に賛成とさせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第65号松田町

公園条例等の一部を改正する条例に対する委員長報告は修正です。まず、委員会の修正案について採決します。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり…（発言を求める声あり）

6 番 井 上 今、除く部分と言われましたけれども、先ほどの委員長報告の中では、それ以外は全部削るということでしたので、残っている部分はないと思うんですけども。その考え方についてはいかがでしょうか。

議 長 附則の部分があるんですね。

6 番 井 上 附則は、委員長報告の中で…。

4 番 平 野 附則を除いてというふうに報告をしています。附則は生きるということです。

議 長 そうですね、だから、この部分だけです。

4 番 平 野 これが原案になる。

議 長 よろしいですか。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。（私語あり）修正部分ですね、それを除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。要するに…。

5 番 田 代 もう一度、附則をどうするかというのを付け加えたほうが分かりやすいですよ。

議 長 そうですね、附則の部分です。附則が残っていますので、その部分について賛成かどうかということです。

6 番 井 上 もう一回ちょっと確認しますけれども、議案第65号の附則ですよ。公布の日から施行するになってますけれども、この附則を残すこと自体にどういうふうに考えればいいのかを再度お願いします。

4 番 平 野 修正したところです。

6 番 井 上 そういう意味。修正した部分だけは残すと。（私語あり）

議 長 局長のほうから説明を。

議 会 事 務 局 長 じゃあ、すみません。今、附則と申し上げましたけれども、3条、子どもの

館の部分が残ります。子どもの館に名称を変えるというところも残ります。と、附則の部分が残りますので、それを修正部分を除いた原案として認めるかどうかというのを採決をお願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。

議会事務局長 残る原案は3条の子どもの館に直すところが原案として残るということでございますので、これを可決とするか否決とするかということでございます。

議 長 じゃあ、もう一回言いますね。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。休憩中に昼食をとってください。午後は1時より再開いたします。 (11時30分)

議 長 休憩を解いて再開します。 (13時00分)

日程第3「議案第3号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例」について、町長の説明を求めます。

町 長 議案第3号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部の改正により、附則にあります新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の改正をするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、一番最後の参考資料、新旧対照表で説明させていただきます。現行の中段、下線部ですけれども、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症ということ

で記載されていましたが、特別措置法の一部改正によりまして、この附則第1条の2が削除されました。それによりまして、国民健康保険条例の文書としてそのコロナウイルスに対しての明記をする必要がございましたので、改正することになりました。

改正案の中段、下線のところですがけれども、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に改正させていただくものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正条文の本文、一番下のところ、附則です。この条例は、公布の日から施行し、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行日から適用する。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ございませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に

ついて、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険税の減額に係る所得の基準及び長期譲渡所得に係る課税の特例について、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険税の軽減に係る所得の基準等について見直しをするものでございます。

2枚おめくりいただきまして、参考資料の1、新旧対照表で説明させていただきます。現行の第20条1号、下線のところ、33万円を改正案では43万円に、括弧の納税者並びにというところの括弧内につきましては、現行と軽減の制度が変わらないようにするただし書きでございます。後ほど参考資料の2で説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ、第2号につきましても、33万円を43万円に、括弧以下につきましては同様でございます。

3ページの第3号、33万円を同じく43万円に。こちらの括弧書きにつきましてはの御説明を、一番最後についております参考資料の2で説明させていただきたいと思えます。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除、公的年金等控除の10万円引下げ、基礎控除の10万円引上げが行われました。これにつきましては、給与所得等の控除が10万円引き下げられたことによって、実質上、所得が10万円上がってしまうということで、それを基礎控除も10万円増やして、元どおりの課税にするという内容なんですけども、国保の場合には世帯で33万円という基準額がありまして、それが世帯が2人以上いる場合が変わってくるものを、下の表にしてあります。第1号が7割軽減の

基準額になるんですけれども、基礎控除33万円を43万円にした場合、1人世帯の場合には10万円の差なので変わらないんですけども、給与所得等、こちらの給与所得等というのは、給与所得の方と公的年金の方なんですけども、この方が2人以上いる場合に、10万円ずつ減ってしまいますので、それを補って、元のおりの軽減基準にするために、給与所得等の数から1引きまして、それに10万円を加算するというものでございます。1人世帯の場合には33万円が43万円になって変わらないんですけれども、2人の場合は所得だけが10万円増えてしまいますので、変わらないように軽減するというので、給与所得者の数から1を引いて、それに10万円掛けたものを基礎控除額とするものでございます。

下が5割軽減の第2号。その一番最後ですね、2割軽減の第3号ということで、同様に2人以上の世帯の場合の軽減についての基準を定めてございます。

参考資料1の3ページにお戻りください。下段の第4項のところですけども、下線部、総所得金額の後ろにですね、改正案では、及び山林所得金額ということで、税法上の改正により山林金額を付け加えさせていただくものでございます。

1ページおめくりいただきまして、4ページ、上段のところですけども、右側現行では「とする。」のところ、後ろに加えるということで、改正案では、「とする。）及び山林所得金額」と「110万円」とあるのは「125万円」とする。その後、第6項、現行の真ん中ですけども、第35条の2第1項の後ろ、空欄になっておりますが、こちらに、「第35条の3第1項」を加えます。

また、5ページの第7項でございますが、同様に第35条の2第1項の後ろに、「第35条の3第1項」と加えさせていただきます。これにつきましては、長期譲渡所得に係る課税にですね、新たに低未利用地等、こちら低未利用地というのは、都市計画区域内の空き地、空き家、空き店舗を指しますけれども、それを譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたものによるものでございます。

改正条文の2ページを御覧ください。附則、施行期日。1、この条例は、公布の日から施行する。適用区分。2、この条例による改正後の松田町国民健康

保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第5号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行による介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第5号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例の一部改正についてですが、令和3年度から令和5年度までの介護保険料率の新たな適用期間を定めるもののほか、健康保険法施行令等の一部を

改正する政令が公布され、介護保険法施行令が一部改正されたことに伴い、関連する項目を改正するものでございます。

それでは、参考資料、新旧対照表の1ページをお願いいたします。現行の欄、第9条、保険料率でございますが、第7期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の期間と合わせ、平成30年度から令和2年度までを期間として定めておりましたが、改正案では第8期の計画期間と合わせ、令和3年度から令和5年度までに改めます。なお、介護保険料につきましては、第8期の松田町介護保険事業計画等策定委員会におきまして、令和3年度から令和5年度までの計画期間中、3か年の介護保険事業に必要なサービス給付につきまして、費用の見込み額等を試算をさせていただきました。その結果、去る2月の24日に第6回となる計画策定委員会におきまして、サービス給付総額等の合意を得られたところでございます。それに基づきまして試算した介護保険料は、現行の月額5,100円と同額となるため、今回の介護保険条例上は変更がないものでございます。

続きまして、同6号中、第35条の2第1項の後に、第35条の3第1項を追加し、特別控除額を控除して得た額の後に「とし、当該合計所得額が0を下回る場合には0」を加え、1枚おめくりください。2ページ目になりますが、低所得者の方のための軽減に関する規定のうち、第2項、現行で令和2年度となっているところを、令和3年度から令和5年度に改めます。

続きまして、所得の計算方法として、基礎控除額が引き上げられ、一方で給与所得または公的年金等控除額が引き下げられたことに伴う特例措置として、附則の第7条の追加をいたします。附則、令和3年度から5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例でございます。1項で令和3年度分を、3ページの2項で令和4年度分を、3項で令和5年度分について、それぞれ規定をしております。この附則につきましては、基礎控除額が10万円引き上げられ、給与所得等、給与所得または公的年金が引き下げられたことに伴うものでございますので、計算の結果には影響を及ぼすものではございません。

改正本文の2ページへお戻りください。附則でございます。附則、施行期日、1、この条例は令和3年4月1日から施行する。経過措置、2、改正後の松田

町介護保険条例第9条の規定は、令和3年度分保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 条例の一部改正で、サービス利用等の関係で変動がなかったということで、月額5,100円の介護保険料率は変わらないという説明がありましたが、この介護保険事業計画の中にある、こういう介護保険料率を算定する表と、これをやはり議会に示さないといけないのではないか。変わらないから出さなくていいということではなく、やはり町民負担がゼロになるわけではなく、標準金額としての5,100円×12か月分をですね、納めていかなければいけない。そういった部分を説明する上ではですね、介護保険上位計画というのが後から、配付されるのかどうか分かりませんが、やはりここでの介護保険料率の議案審議の部分に出すのに、そういった表がなくですね、変わらないのでという説明の一言だけではね、ちょっと議会のほうとしては内容の審議にはちょっと不十分ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

福 祉 課 長 介護保険事業計画策定委員会につきましては、昨年7月から全6回にわたって慎重な御審議をいただいております。2月の24日の日に第6回が終了いたしまして、サービス給付費の試算等々、様々やっております。実績といたしましては、いろいろな試算があったんですけども、第8期はそれをもとに試算して、給付費は大体3年間で約30億6,500万、基金取り崩し5,000万で予定をさせていただいて、今回その試算の結果、変更がなく、今回変更がなかったので、条例には変更がないという御説明だけで、大変申し訳ございません。また介護保険事業計画の計画が最終的に固まりましたら、また再度御説明をさせていただきたいと思っております。

6 番 井 上 2月の26日ですか、そこでですね、介護保険事業計画が承認をされたというふうに説明があった、そういう理解ですね、私のほうとしては。であれば、第7期と第8期の介護保険料率を算定する表をですね、参考資料として提出されないとは、どういう経緯で介護保険料率、月額5,100円で、それに対して

の議会としてはこういうふうに判断をしましたという説明が町民に対してはできないのではないかと。ですので、そういった表、資料を提出すべきではないかというのが私の考えです。

福祉課長 試算をさせていただいて、最終的な案ということで、第8期の介護保険事業計画につきましては、ほぼ固まってはいるんですが、第7期の計画等、給付費等、様々なサービス給付費の種類ございますので、それを今の段階で比較をしてある資料がですね、ちょっとすぐ御用意できないので、本会期中に…（私語あり）。

議長 その資料は出せないんですか。もし出せるようなら、暫時休憩して、その間に用意。

福祉課長 第8期の結果の資料でよろしいでしょうか。はい。じゃあ、すみません。暫時休憩していただければ。

議長 暫時休憩します。 (13時23分)

議長 休憩を解いて再開します。 (13時39分)

資料が提出されました。配付してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

お願いします。事務局より配付させます。

(資料配付)

資料について説明願います。

福祉課長 お時間をとらせて申し訳ございませんでした。それでは、参考資料のほうを説明をさせていただきます。介護保険サービスにつきましては、居宅介護、地域密着型介護、施設介護サービス給付費及び地域支援事業費の合計額が標準給付見込み額①になるものでございます。①、②になるものでございます。そこから、その下の部分を差し引いていきまして、第1号被保険者、65歳以上の方の被保険者の方の負担すべき金額を導き出しまして、その中から介護保険の基金等の取り崩しですとか、保険者機能強化推進交付金等が別途交付されることから、それを差し引きまして、介護保険の被保険者の人数で割ったものが6万1,196円になります。そこから12で月額負担を5,100円というふうな計算にな

ったものでございます。

この給付費等を計画策定委員会の中で人口の推計と併せて皆さんに御議論いただきまして、御承認を得たものでございます。説明は以上でございます。

議 長 よろしいでしょうか。

6 番 井 上 参考資料の提出ありがとうございました。今の説明でおおむね分かりました。

あと1点ですね、この中段にあります介護保険給付準備基金取崩額5,000万円となっています。現在高のですね、準備基金の残高をお知らせいただきたいと思えます。

福 祉 課 長 2月末の、すみません、数字は準備してございませませんが、今年度、予算の中、令和2年度で一応3,000万の基金の積み立てを予定しております。それを合わせますと約1億700万円になります。（「結構です。」の声あり）

議 長 ほかにございせんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございせんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論を打ち切って御異議ございせんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第5号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第6号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のよう

に定める。令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第6号松田町指定地域密着型サービス事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準の一部を改正する省令公布により、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことにより、所要の改正をするものでございます。

なお、本議案は松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例、以上の4条例を一括で改正の提案をさせていただきます。

今回の主な改正点は、運営規程の追加として、虐待防止の措置事項の追加、パワーハラスメント等に関する禁止事項、業務継続計画の策定等として、感染症等発生時における早期サービス再開に向けた業務継続計画の策定、周知、研修と訓練の実施規定や変更、衛生管理等の徹底及び向上として、感染症発生時を想定した蔓延防止に係る検討委員会、周知の方法、感染症予防、蔓延防止に係る指針の作成、指針に沿った研修と訓練の実施、虐待の防止策の具体的策定として、虐待防止対策を検討する委員会の定期的開催や、指針の整備、同指針に沿った研修の実施、また電磁的記録等に関する規定の見直しとして、サービ

ス記録等を電磁的記録に換えることを可能とすることや、承諾や同意などに関する書類等の交付を、利用者の承諾のもと、電磁的方法に換えることを可能にするものなどがございます。

それでは、参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。まず、新旧対照表の構成でございますが、1ページから55ページまでが松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に関するもの、56ページから78ページまでが松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に関わるもの、79ページから87ページまでが松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例に関するもの、88ページから最後の93ページまでが松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例に関するものとなっております。

今回は、町条例に定められているサービス提供事業者全てを網羅するために事業者ごとに同じ項目を追加する場合がございます。重複している箇所の説明は、大変恐れ入りますが、割愛して説明をさせていただきます。

それでは、参考資料1ページをお願いいたします。第3条指定地域密着型サービスの事業の一般原則でございます。第3項に虐待防止の基本原則を、続く第4項に国の提供する介護保険等関連情報等の適切な活用を新たに規定します。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。下段、第31条になります。運営規程でございます。指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に対するもので、事業者が定めるべき運営規程の中に第8号虐待の防止のための措置に関する事項を追加するように定めます。

4ページ、5ページをお願いいたします。第32条勤務体制の確保等では、サービス提供の質を確保する観点から、事業者はセクハラ行為やパワハラ行為による従業員の就業環境が脅かされることのないような措置に関する事項の追加を、次の第32項の2、1号、2号、3号では、業務継続計画の策定、周知、見

直しの規定を追加いたします。33条、衛生管理等では、感染症が発生した場合の蔓延防止等の措置等の規定を追加いたします。

6ページ、7ページをお願いいたします。中段、第34条では、前条の計画の周知についての規定を定め、続く第39条、地域との連携等では、サービス提供の際に設置される協議会におけるテレビ電話装置等、いわゆるオンラインでの開催の規定を定めるものでございます。

続きまして、40条の2では、虐待防止の具体的な措置を定めるもので、虐待防止のための対策検討委員会の設置と定期的な開催、その結果についての周知徹底を図ること。また次ページにまたがります8ページ、9ページをお願いいたします。指針の整備や研修会の開催担当者などの設置などを定めております。

続きまして、第47条、訪問介護員の員数からは事業所の種類が変わります。指定夜間対応型の訪問介護事業者に関するものでございます。8ページから11ページにまたがります。この事業所において、夜間オペレーションセンターを設置する場合の人員の規定を定めるもので、兼務できる事業所の種類の適用範囲を広げるものでございます。

続いて、11ページから14ページまでになります。運営規程への虐待防止の措置、セクハラ・パワハラ防止等、最初に説明しました指定定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業と同様の規定を定めるものでございます。（「少しゆっくりお願いします。」の声あり）はい、すみません。

少し飛びます。14ページをお願いいたします。59条の12から18ページになります59条の20の3までは、事業種別は指定地域密着型通所介護事業所によるものでございます。

19ページをお願いいたします。19ページの中段、運営規程、59条の34から、1枚おめくりいただきまして、20ページでございます。59条の38までが事業所種別といたしまして指定療養型の通所介護事業所に関する規定になっております。

それでは、21ページをお願いいたします。こちらも従業員の員数、第64条から、24ページになりますが、第80条までがこちらの事業所種別が指定認知症対

応型通所介護事業所に関する規定となっております。こちら全て同様に、兼務の規定ですとか虐待防止に関する規定を定めております。

25ページをお願いいたします。25ページ、従業員の員数、第82条から、飛びまして29ページの準用、108条までが、こちらの事業所種別が指定小規模多機能型の居宅介護事業所に関する規定となっております。

30ページをお願いいたします。30ページ、110条から、飛びまして36ページの128条までが指定認知症対応型共同生活介護事業所、いわゆるグループホームの規定でございます。同様に、管理者の規定、兼務の規定ですとか、また虐待防止やセクハラ・パワハラに関する規定を定めております。

37ページになります。37ページをお願いいたします。138条から39ページ、2ページ飛びまして39ページの149条までが事業所種別、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所に関するもので、同様に運営規程への虐待防止の措置の位置づけ、セクハラ・パワハラ防止などの規定を設けております。

同じく39ページをお願いいたします。39ページの下段でございます。従業員の員数、151条から、少し飛びます。50ページの準用まで、189条までになりますが、こちらはユニット型を含めた指定地域密着型介護老人福祉施設に関するものでございます。

それでは、54ページをお願いいたします。第11章、雑則の電磁的記録等でございます。204条でございます。書類の電子的記録について規定をしております。

続きまして、56ページになります。本議案の第2条関係でございます。松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に関するものでございます。第3条といたしまして、指定地域密着型介護予防サービス事業者全体の一般原則を、従業員の員数、第8条から、下段でございます従業員の員数、第8条から、飛びます、64ページの39条までが共用型を含む指定介護予防、認知症対応型の通所介護事業所に関する規定。65ページになります。65ページの従業員の員数から

…員数、第44条でございます。から69ページの第65条までが事業所の種類が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に関する規定。

続きまして、70ページでございます。70ページのやはり従業員の員数、第71条から、76ページの87条までが、こちらはサテライト型を含めた指定介護予防認知症対応型の共同生活介護事業所に関する規定でございます。いずれも同様に運営規程への虐待防止措置の位置づけ、セクハラ・パワハラ防止、業務継続や感染症蔓延防止などの規定を設けてございます。また、施設の構造により安全対策を図った上で、夜間に従事する者の人員の定めに変更が可能となる旨や、認知症に関しましては研修の義務づけの規定、具体的な外部評価の方法等が追加されてございます。

77ページをお願いいたします。第6章雑則で電磁的記録、第92条で電磁的記録についての利用者の同意を得て電磁的な記録によることができるという旨が規定されているものでございます。

続きまして79ページ、本議案第3条関係の松田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例関連でございます。79ページ、第3条の指定地域密着型サービス事業の一般原則でございます。第5項に虐待防止の基本原則を、第6項に国の提供する介護保険関連情報等の適切な活用を新たに規定いたしました。

第5条に管理者の規定として、主任介護支援専門員の確保が難しい場合には、介護支援専門員でも可とする規定のほか、以下同様に運営規程への虐待防止の位置づけ、セクハラ・パワハラ防止、業務継続や感染症の蔓延防止、書類の電磁的記録についてなどの規定を設けてございます。

続きまして、88ページをお願いいたします。本議案第4条関係でございます。松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例関連でございます。第4条、基本方針としてやはり虐待防止、介護保険関連情報の活用規定の追加のほか、同様に運営規程の中に虐待防止措置の位置づけ、同じくセクハラ・パワハラ防止、業務継続や感染症蔓延防止、書類の電磁的記録についての記録の追

加をしているものでございます。

恐れ入ります。改正条例のほうをお開きください。39ページの附則でございます。39ページの附則でございます。この条例の施行期日ですが、令和3年の4月1日から施行する。ただし、松田町指定居宅介護支援等条例第15条第18号の2の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。この経過措置につきましては、ケアプラン点検、検証の仕組みの変更に関するものですが、周知期間の確保のために10月から施行するものでございます。

また、以下の附則につきましては、第2項で虐待の防止、39ページ、第2項で虐待の防止、40ページ、第3項で業務継続計画の策定等、41ページ、第4項では感染症の蔓延の防止のための措置、同じく41ページ、第5項では認知症に係る基礎的な研修の受講、42ページ、第6項ではユニット型の介護老人福祉施設の定員を、第7項では同免責要件を、第8項では栄養管理、第9項では口腔衛生の管理、43ページの第10項では事故発生の防止等、11項では感染症蔓延防止に関する訓練の、それぞれ第8期介護保険事業計画期間中の努力義務に関する経過措置を定めております。条例上は「ものとする」となっておりますが、附則の中で努力義務ということで、「努める」「努めなければならない」…「講じなければ」というのを「講じるとともに、努めなければならない」等の努力義務の経過措置になっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 6 番 井 上 今ですね、一部改正で4条例を一括でですね、これで一部改正をするということで、虐待防止等の一部改正の内容というのは多いというふうに理解しましたが、松田町に該当するですね、事業所が、ここで今、参考資料のほうでの説明の中でも、多種の事業所に対応する虐待防止等の条項を定めたものというところがあると思いますが、松田町に該当するですね、事業所の箇所数が分かればですね、お知らせいただきたいと思います。
- 福祉課長 それでは説明をさせていただきます。参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。14ページをお開きください。14ページの59条の12のところにご

ございます指定地域密着型通所介護事業所が松田町に2事業所ございます。30ページをお願いいたします。30ページの一番上ですね、指定認知症対応型共同生活介護事業所、こちらにも2事業所ございます。続きまして70ページをお願いいたします。70ページの第71条の横にございます指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、こちらにも2事業所ございます。79ページになります。79ページの指定居宅介護支援ですので、こちらのケアマネジャー等の部分でございます。全部で対象が5事業所ございます。88ページのほうが、指定介護予防支援は松田町の包括支援センターのほうで行っている部分でございますので、こちらのほうになります。松田町、町内にあるのは以上でございます。あと、足柄上郡内に多数事業所等は存在…点在をしているというような状況でございます。以上です。

6 番 井 上 ありがとうございます。これらの指定地域密着型サービス等の事業所で今、松田町にあるものということで、監督者は松田町になろうかと思えます。こういったやっぱり高齢者対応の部分での虐待という部分がですね、松田町は起こることのないような管理監督というのをですね、お願いして終了とします。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第7号松田町川音川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町川音川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町川音川パークゴルフ場における、町民の健康増進や地域・世代間交流の促進を目的とした18ホール化に伴い、施設を適切に運営するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、議案第7号松田町川音川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、パークゴルフ場18ホール化増設工事が本年度末で完了、完成をいたします。提案理由に基づきまして使用料の改定に係る改正をするものでございます。

改正内容に入る前に、少しだけ整備の概要について改めて御説明を申し上げます。場所は、川音川右岸、文久橋の上流に向けて既存の9ホールがでございます。さらにこの上流側にかけて新たに9ホールを増設するものでございます。今年度整備は主にパークゴルフ場、芝張り工ということでございます。この整備におきまして、総面積は9,400平米、パー66、18ホールでございます。コース延長は726メートルということになります。整備費用に関しましては、これは予算ベースでございますけども、1,850万円でございます。財源としましては、今後実績報告等で精算が必要な部分はございますが、スポーツ振興くじ、いわゆるtotoですね、ですとかで1,082万円、また神奈川県各市町村自治基盤強化総合補助金からおおむね400万円の補助額が示されておるところでございます。

工事、本年度で完了いたすところですが、芝の養生が必要でございます。実際に18ホールを御利用いただけるのは新年度入りまして10月頃を想定してござ

います。それまでは既存の9ホールについて、現行のこのコロナ禍でですね、の影響を踏まえて、また健康増進の観点から、現行と同じく無料開放をしばらく継続をさせていただく予定であります。

それでは、改正内容について御説明を申し上げます。議案のほう、おめくりいただきまして、横面の参考資料新旧対照表のほうを御覧ください。改正の内容を見てお分かりのとおりですね、本条文ではなく別表のみを改めるものでございます。

まず、使用の単位といたしましては、増設に伴いまして現行の1回9ホールとあるものを、1回18ホールまでと改めます。

次に、この競技の普及、利用促進を図るために、使用者区分を新たに設けます。これを大人と義務教育修了前の者、これを子供ということでの区分を設置いたします。

また、使用料につきましては、現行の100円から使用者区分の大人の場合は1回200円、子供については100円というふうに改めてございます。この料金の設定に当たりましては、近隣に1市3町パークゴルフ場が5施設ございます。その料金がおおむね18ホールで200円であること、こういったことを参考としております。

なお、備考欄にございます用具の貸出、これ、クラブやボールの貸出になりますが、これは従来どおりで変更はございません。

改正条例の内容に係る説明は以上となりますが、恐れ入ります、1枚お戻りいただきまして、改正文の最後、附則でございます。施行期日、公布の日ということとさせていただきます。ただ、先ほど御説明を差し上げたんですが、公布日におきまして新たに増設する9ホールはまだちょっと養生期間中ということもございます。公布日以降18ホール利用開始日までは既存の9ホールの無料開放と併せて、本条例の第10条、減免規定を適用することで予定をしております。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。御審議のほどお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 1点質問させていただきます。この料金、使用料について200円、100円、近隣のパークゴルフ場の使用料を参考に決定したという説明でした。一方で、受益者負担の原則という考えもあります。公園については、不特定多数の方が自由に使える公園、そういったものについては料金は取ってないです。一方で、特定多数の方が特定の目的で使用する、いわゆるこのパークゴルフ場、いい例だと思っんです。こういったものについては、やはり受益者負担ということで、そこにかかる経費、それについてはある程度取るという、徴収するというのは考えの基になると思っんですけども、この200円、100円について、そういう考えからすると、公園管理費が年間どのくらいかかるのかと。それに対して使用料の見込み。今回統一された1,580万、公共事業ですから別にしてね、年間管理に対して使用料の見込み、受益者負担と近隣のそちらで説明のあった使用料、その関係について説明を求めたいと思っんです。よろしくおっ願いします。

観 光 経 済 課 長 ただいま御質問のごさいました受益者負担の考え方でござっいます。こちらについて、試算でありますが、まず令和2年度、本年度におきましては、これ…（「10月だからいい。1年使った場合に。」の声あり）1年使った場合のですね、まず予算ベースで考えたときに、今の利用回数も踏まえて、1回当たりのコストが114円というふうじ今年度試算をしておりました。これが来年度、18ホール化することで維持管理費のほうの増高もござっいます。そういった中で、1回当たりのコストを378円というふうじ試算をござっいます。受益者負担の考え方にはそういったことござっいまして、その他、ほかの施設、1市3町のほかの5施設については、一応いろいろ調べはしておるんですが、基本的に使用回数が大体200円で、全ての業務委託料をカバーしているところもあれば、さらにここで収益的な部分が生まれてる場所もあるというふうなことで、ちょっと一概には申し上げられない思っんですけども、そういう状況です。

5 番 田 代 今、課長から御説明があつたように、公園管理費をどこまで見るかと、それがポイントになる思っんですけれども、今回18ホールでざっくり378円ぐらいかかるんではないかとお話なんですけども、この管理費はどういったものか

についてお知らせください。

観光経済課長 新年度予算にも及ぶところではございますが、管理費用につきましては施設の委託、運営というか、委託ですね、管理の委託ということでございます。まず、その受付業務として管理していただく。またあと芝等も含めた施設の維持管理をしていただく業務でございます。

5 番 田 代 受付または芝管理、そういったものの管理業務、これで年間幾らになります。

観光経済課長 今ですね、令和3年度の予算というものは当然でございますが、これが300万、おおむね300万でございます。ただ18ホール化して、年間を通してじゃないという状況は先ほど御説明したと思います。これを18ホール年間であった場合の試算として、370万円弱、大体これぐらいの試算をしているところでございます。

5 番 田 代 丁寧な説明ありがとうございます。ざっくりですけれども、約1人当たり380円ほどかかると。そのうち受益者負担として200円頂いていると。170円については行政のほうのサービスだと。健康づくりがそれで進めばいいと、そういう考えで200円を頂くということを確認できました。ありがとうございます。終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 ここでですね、一部改正ということで、料金のほうがですね、改正になったということですが、先ほど説明のあったようにですね、やはり近隣は18ホールでほとんど200円というところだと思います。平塚あたりまで行くんですね、平塚とか御殿場に行くと、もう若干ですね、高いところもあります。ただ、内容的にですね、今、うちの近くにパークゴルフを新設する部分があって、見ているんですけども、新しいホール、新しい場所に9ホールということですよ。既存の9ホールはそのままというふうに理解しているんですけども、やはりですね、近隣の松田町以外の18ホールあるパークゴルフ場を課長が見られているかどうか分からないんですけども、利用する場合ですね、ちょっと今の既存の9ホール、もう少し手を入れないとですね、同じ200円という金額であってもですね、やはりちょっと今、今の既存の9ホールの状態がですね、

ちょっとひど過ぎるのではないかなと。せつかく18ホール化するのであれば、同じような状態のフェアウェイとかグリーンとかですね、そういった状態にすべきではないかなというふうに考えます。なかなか雑草がはびこっていて、その雑草と芝が混じっているところを芝刈りをしてはですね、よくなりませんよ。雑草はそのまま根っこが残ってますから、そのまま伸びてしまうという中で、200円という町民からの負担を頂きながら、18ホール化をするのであれば、既存の9ホールもですね、ちょっと何とか対応をしないとイケないというふうに考えますが、そういったゴルフ場の状態に関する意見があればお伺いをしたいと思います。

あと1点ですね、やはり18ホール化にするとですね、かなり利用者が当町以外からもですね、来るのではないかとということで、近隣の開成、南、中井を見ますとですね、やはり駐車スペースの中で、それなりの駐車台数があり、ちょっと土・日とかで行ったことないんですけども、平日でかなりたくさんの方が利用されていても、駐車場に困ったという記憶がありません。今のですね、ちょっと工事状態が完成じゃないのでよく分からないんですけども、今の駐車スペースが2台か3台ですかね、ぐらい、土手のところの部分にありますが、それ以外にですね、駐車場を利用するためのですね、駐車スペースというものを考えられているのか、その2点をお伺いいたします。

観光経済課長　　じゃあ2点頂きましたので、まず1点目でございます。雑草が少し混じってきてしまっているというのは、管理をしていただいているシルバー人材センターさんのほうからも、なかなか苦勞されているというお話は聞いてございます。いきなり全ての雑草が取れるかという、なかなか厳しいお話でございまして、全て張り替えというのも当然今回これだけの費用かかっているわけですから、という意味でですね、少しずつでも対応できるところを管理の状況を聞きながら、プレーの方からのお話も伺いながら、改善できる点は改善を鋭意してまいりたいと思います。

2点目の駐車場のお話でございます。今現在、今2台とおっしゃいましたけど、大体5台程度ということで御案内をしておるわけですけども、当然足りな

いことが予想されます。新たにですね、ここで増やす上流側の9ホールというのが最終的に255の松田橋付近まで伸びることとなります。その上にですね、平地の河川がございます。そこには恐らく20台から30台の車が止められるスペースがあると。じゃあどのようにおりて行くのかというお話でありますけども、河川のその堤防道路からですね、そのコース内に管理的な通路、当然コースをまたぐ…またぐ、コースは当然またいでないんですけども、ありまして、河川側を通過してそこまで行けるような状況で今、整備のほうを進めておりますので、よろしく願いいたします。

6 番 井 上 ありがとうございます。駐車場の件はですね、そこをうまくコース…どういうふうにコースができるかですね、ちょっと把握をしていませんけれども、松田橋よりも上流側にですね、できる駐車スペースを利用するようになるということでは理解できました。ちょっと管理棟は今のままだと思いますが、大分距離的にありますのでね、その辺の管理とかをお願いをしたいと思います。

それで、1点目のほうのですね、やはりグリーンの状態、9ホールのほうの…古いほうですね、既存のほうの9ホールについてはですね、やはりパークゴルフをやられている町民からのですね、要望というのがかなり聞いております。このままでは、せっかく新しいですね、ホールを造っても、既存のほうのグリーンの状態とか、グリーンの形状もですね、かなり問題があるというふうな、そこでいつも利用している人だけが楽しめるような形になっているんじゃないかなというふうな意見もありますので、その辺と併せてですね、やはりせっかく18ホールにするのであればという要望はですね、町民の声が私のほうにも来ていると思いますので、その辺も踏まえた中でですね、お願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、これ、先ほど前者のほうもですね、維持管理で受益者負担がかかるというふうなことがありましたけれども、パークゴルフ場の管理部分にもよりますけれども、これらの管理を委託する部分ですね、について、どのように考えてられるのか。これは令和3年度の予算のほうの話に飛ぶかもしれませんが、所管課のほうの考え方としてですね、従来のよう

な管理を考えてられるのか、また新しい民間委託等を考えられているのか。それらについて説明をしていただけたら、よろしく願いいたします。

観光経済課長 将来的な管理手法についてでございます。御案内のとおり、昨年度までは指定管理でシルバー人材センターさんをお願いして、今年度につきましては管理委託ということで、同じくシルバー人材センターさんをお願いしております。新年度に関しては、これ、当初予算の話でありますけども、いわゆる管理委託で検討しております。ただ、やはり管理という面で、さらに運営という要素がより活用が広がる、そういった面も考えまして、指定管理導入を目指していきたいというふうには考えております。それは今お願いしております、当然シルバー人材センター、またそのほかの事業者さんからもいろいろなヒアリング、提案を受けながら、また御相談を申し上げたいと思っております。

6 番 井 上 ありがとうございます。そういった過去に指定管理を受けていた団体のほうからですね、やはり管理費、委託費がかなり低額であったと。そうすると、どうしても安かろう悪かろうという方向に行ってしまうというふうな評判もかなり聞こえてきましたので、今、将来的には指定管理ということですのでね、そういった方向性を持って管理をしていただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号松田町川音川パークゴルフ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい

て、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について。足柄上地区介護認定審査会共同設置規約について、別紙のとおり協議する。令和3年3月2日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、介護保険法第14条に規定する介護認定審査会の規約を定め、当該審査会を共同設置するに当たり、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町と協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議決を求めるものであります。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、議案第8号足柄上地区介護認定審査会共同設置規約の協議について説明をさせていただきます。

この規約につきましては、介護保険法第14条に規定する介護認定審査会を令和3年の10月1日より足柄上1市5町で共同設置をするため、地方自治法の規定に基づき協議による規約を定める必要があることから御提案をさせていただくものでございます。

それでは、1ページをお開きください。足柄上地区介護認定審査会共同設置規約でございます。第1条では、共同設置をする市町名、根拠法とともに定めております。

第2条では、審査会の名称を「足柄上地区介護認定審査会」と定めております。

第3条では、審査会の場所を南足柄市役所内に置く旨を定めております。

続きまして第4条では、審査会の委員の定数として、60名と定めております。これは、現在足柄上衛生組合に設置しております認定審査委員会の人数と同様でございます。

第5条では、委員の選出方法や選出した委員に欠員が生じた際の対応を定め、第6条では各町の負担金に関する規定を、第7条では、1枚おめくりください。第7条では審査会の予算を南足柄市介護保険特別会計に計上する旨を定めております。

第8条では、決算認定を南足柄市で行い、その決算報告を構成各町に行う旨を定めております。

第9条では、この規定に定めるもののほか、より詳細な規定の関係市町の役割等を、第10条、11条では、認定審査会の委員の報酬の支払いですとか身分に関する規定を、第12条では、審査会の事務を南足柄市において行う旨を規定しております。

第13条では、この規定で定めていない事項を各市町で協議で決定する旨を定めてございます。

附則でございます。附則、施行期日、この規約は令和3年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年4月1日から施行する。

2、この規約の施行のために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

条例等の公表。関係町の長は、この規約の施行の際、現に効力を有する第10条第1項の規定による南足柄市の条例、規則その他の規定を公表しなければならない。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをしたいと思います。今までの一部事務組合、足柄上衛生組合の所管の事務が、今度は共同設置をしてですね、それを南足柄市の中でですね、認定審査会を行うというための規約の新設だと思います。介護認定ですね、やはり町民のほうの要望として一番多いのが、できるだけ早くという、そこで要介護者、要支援者…要支援者はあれなんで、要介護者になった場合ですね、できるだけ早くそのサービスを使いたいと。そういった部分としては、特に介護度が出ていなくてもですね、今は使えるようになるんですけども、

やはり家族等の思いというのは、そうではなく、できるだけ早急にですね、介護度を出していただきたいと。そういったことによって、かなり脳血管障害等ですね、倒れた家族がいる場合の家族の心情としては理解できる部分があると思います。

そうした中で、南足柄市がまとめていただいたような形になっているのかなと思います。ただ、そういった介護認定審査の状況等の報告をですね、例えば小田原市消防がやっている、小田原市消防にですね、議員と執行者が含めて行う協議会的なものがあるんですよ。その中でそれぞれの首長の要望なり、議会関係者の議員の要望なりというのをとりまとめているような件があります。そうした中で、この第7条、第8条、第10条のほうですね、予算、決算、審査会の委員の報酬、費用弁償の決定等はですね、首長、関係町の長に報告をするというふうになっていますが、小田原市消防と同じようなですね、この認定審査会の運営の結果等についての報告をですね、ぜひ協議会的なものをですね、組織していただけるということは可能かどうかをお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

福 祉 課 長 それでは、議員の質問に回答いたします。今回の規約の設置以外に、もう少し細かいものもあるところから、そういう報告が各町に行き渡るような体制づくりという御質問かと思えます。現在、この規約は、本当に大まかなものを定めるものでございます。この後ですね、規則等、細かいものをですね、定めていく合議体として規則を定めて、さらにその他の規定ですとか、そういったものを定める予定でございますので、各町がより具体的に細かいこれから詰めていく部分でございますが、そういったものを要望して、しっかりと町のほうにも情報が来るような形で、また要望が通るような形で体制づくりを求めていきたいというふうに思います。以上です。（「結構です。」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題になっております本案につきましては、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しました。本日の会議はこれにて散会いたします。

なお、午後2時55分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。明日は産業厚生常任委員会を委員長の指示により開催してください。明後日の3月5日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願いいたします。本日は御苦労さまでした。 (14時39分)